

目次

<u> </u>	めに>
	未来を担う私たち························ 4-1
	~責任ある一票を~
<解説統	編>
第1章	有権者になるということ 6-1
第2章	選挙の実際 10-1
第3章	政治の仕組み 22-1
第4章	年代別投票率と政策 26-1
第5章	憲法改正国民投票······30-1
<実践	
第1章	学習活動を通じて考えたいこと 32-1
第2章	話合い、討論の手法34-1
	手法の実践 ①
	ディベートで政策論争 をしてみよう ·······40-1
	手法の実践②
	地域課題の見つけ方 46-1
第3章	模擬選挙52-1
	• 模擬選挙(1)
	未来の知事を選ぼう 54-1

	模擬選挙(2)実際の選挙に合わせて模擬選挙をやってみよう ************************************
第4章	模擬請願74-
第5章	模擬議会80-
■<参考網	編 >
第1章	投票と選挙運動等についてのQ&A … 92-
第2章	学校における政治的中立の確保 … 103-
第3章	調べてみよう 105-

本資料の使い方

- 本資料は、学校の指導における補助教材として使用することを想定し作成しています。
- しかしながら、特に解説編や参考編については、皆さんが自分で読み、政治や選挙に関する知識を得ることもできるように作成しています。
- また、保護者や周りの大人は皆さんの一番身 近な有権者であり、保護者等に本資料を踏ま え政治や選挙について尋ねたり、話し合った りすることも有意義であると考えます。

未来を担う私たち ~責任ある一票を~

質問です。

「政治」と言われて、何を考えますか? あなた にとって、「政治」はどのようなものですか?

学校でどのような教育を行うかといった皆さんの身の回りの教育に関することをはじめ、経済、農林水産、国土交通、雇用・労働、福祉、税、外交や防衛など、私たちの周りにはたくさんの国や地域の「政治」に関わることがあります。他方、外国に出て、皆さんの安全な航行を外国政府に要請する自国の旅券(パスポート)を手にした時、国の役割や存在を感じたことがある人もいることでしょう。

ただ、「政治」とは個別の課題の解決策であると 同時に、次のような仕組みにつながるものなのです。

4-1 はじめに

すなわち、「政治」とは、私たちが国家や社会 について重要と考えるものを、国家や社会として どのような状態であることが良いのか、優先順位 をつけて決定することであり、現在の日本では、 選挙を通じて私たち有権者に訴えられた候補者や 政党の考えや公約を議会の議論を通じて意見集約 していく、つまり、議会で決定される法律・条例 や予算などにより決めていくということなので す。このようなプロセスにより、国家・社会の秩 序を維持し、その統合を図っていくことが可能と なるのです。

このプロセスに関与する方法が「選挙」なのです。

もうひとつ、質問です。

皆さんは、政治は難しいとか、自分の力では政 府の決定に影響を与えられないと思ったことはあ りませんか?

ある調査*によると「私個人の力では、政府の決定に影響を与えられない」という考え方について、日本の高校生の83.0%が「全くそう思う」若しくは「まあそう思う」と答えています。この調査は、米国(76.2%)、韓国(64.6%)、中国(59.4%)の回答と比べ高い割合となっています。

このようなことが、若者の投票率が他の世代よりも低いことに影響を及ぼしていると指摘する声もあります(令和6年(2024年)10月に行われた第50回衆議院議員総選挙の投票率を年代別に見ると、60歳代68.02%に対し、10歳代39.43%、20歳代34.62%、30歳代45.66%と、10~30歳代の投票率は他の世代よりも低く、特に20歳代は平均よりも20ポイント近くも低い水準となっています)。

こうした状況を背景に、「若者は政治に関心が低

4-3 はじめに

^{*(}独法) 国立青少年教育振興機構「高校生の社会参加 に関する意識調査報告書」(令和3年6月)

く、選挙に行かない」という声もあります。20歳代の 低投票率は30年以上前から言われ続けているので すが、子供や若者は政治に関心が低く、判断できな いというのは本当なのでしょうか。様々な課題につ いて調べ、自分なりに理解し、判断し、自分たちの声 を社会に届けたくないのでしょうか。

先ほど紹介した調査では、「社会や政治に対し、自分 たちの意見を表明することについて、良いことだと思 いますか」という問いを聞いています。この問いにつ いて「とてもそう思う」・「まあそう思う」と答えた高校 生は95.2%います。この割合は他国と比べても高くな っています(中国 93.7%、米国 89.6%、韓国84.2%)。

日本の9割を超える高校生が「社会や政治に対し、 白分たちの意見を表明することはとても良いことだ・ まあ良いことだ」と考えている中、選挙権年齢が満18 歳以上へと引下げられ、若者が社会や政治問題に参 加しやすい環境が整えられました。

こんな例があります。

平成14年(2002年)9月29日、秋田県岩城町(現由利本荘市)で実施された「岩城町の合併についての意思を問う住民投票」では、高校生を含む満18歳以上の未成年者(令和4年(2022年)4月から、成年年齢は18歳に引き下げられました。)にも投票権が認められました(未成年者が参加した住民投票はこの時が全国初)。全体の投票率が81.2%の中、注目された未成年者の投票率は66.4%(99人が投票)でした。当時の町長は投票終了後に記者会見し、未成年者の投票について「非常に高い投票率だ。18歳、19歳が町の将来を判断した」と述べています。

候補者や政党を選ぶ選挙と全く同じものではないですが、未成年である18歳、19歳が投票することを意識したことによって、自分が住んでいる街のあり方を調べ、考え、そのために必要なことは何かを判断して投票することができたのです。

本書の願いは、

高校生の間から有権者となりうる高校生世代が、 これまでの歴史、つまり今まで受け継がれてきた 蓄積や先人の取組や知恵といったものを踏まえ、 白分が暮らしている地域の在り方や日本・世界の 未来について調べ、考え、話し合うことによって、 国家・社会の形成者として現在から未来を担って いくという公共の精神を育み、行動につなげてい くことを目指したものです。

本書を通して、在るべき白分の姿を探求し、社 会参画につなげていってください。

解説編

第1章 有権者になるということ

1 有権者とは

有権者になるということは、権利を持つということ、特に政治について重要な役割を持つ**選挙等に参加する権利**を持つということです。ただ、本当に権利を持つということだけなのでしょうか。

政治に参加するということはどういうことなの かから考えてみましょう。

皆さんにとって、政治の一番分かりやすい役割は、お金の集め方や使い道を決定するということかもしれません。地域の住民や国民からどのように税金を集め、集められた税金をどのように使うか決定するということは政治の大きな役割です。

その中で、使い道を決定する権利を得たと言っても、個人の自由になるわけではありません。何に、どれくらい使いたいかは、人によって異なります。それは、生きる上で何が大切かということについての考え方が違うからです。そのため、異なる考え方に基づく様々な意見を調整し、まとめ

る必要があります。

国家や社会のルールを作ること、社会の 秩序を維持し統合を図ることも政治の大きな役割 ですが、こちらも個人や団体の考え方や意見、利 害の対立を調整し、解決することが必要なのです。

我が国ではこのような役割を持つ政治は間接民 主主義の原則に基づき行われています。選挙とは、 このような政治に参加する手段の一つであり、国 民や地域の住民から選ばれた代表者が議会で法 律・条例や予算を決定する制度をとっている我が 国において最も重要な手段なのです。

有権者になるということは、選挙等を通じてこ のような政治の過程に参加する権利を得ることで 同時に、政治に参加しても必ずしも自分の意 見が通るわけではありませんが、国民や地域の住 民の意思に基づき選ばれた議員が皆の意見を議論 し合意された決定に対しては、構成員の一人とし て従うという義務が生じることとなるのです。

自分の意見が通るわけではないからと いって、政治に参加するのをやめてしまうと、 部の人の考えだけに基づいて政治が行われること

2

になりかねません。政治が、世代や職業など様々な背景を持ち、多様な意見を持つ人々の意思を反映して行われるためには、みんなの知恵を集めていくことが求められます。

誰かに任せるのではなく、積極的に選挙を通じて、課題について調べ、考え、自分なりに判断し、 政治に参加していくこと、これも権利であり、国 家・社会の形成者としての責務とも言えるものな のです。

選挙権年齢引下げの意義

平成27年の公職選挙法改正で、選挙権年齢が満 20歳以上から、満18歳以上に引き下げられました。

これは、皆さんが、様々なメディアを通じ多様な情報に接し、自分の考えを育んできた世代であり、また、少子高齢化の進む日本で未来の日本に生きていく世代であることから、未来の日本の在り方を決める政治に関与してもらいたいという意図があるのです。

世界的にみると、18歳までに選挙権が認めら

れている国は全体の9割以上であり、日本における選挙権年齢の引下げは世界の流れにも沿ったものとも言えます。

3 有権者として身に付けるべき資質とは

政治的な課題は複雑な物事が絡み合っており、 判断することは容易ではありません。

これまでの歴史、つまり今まで受け継がれてきた蓄積や先人の取組や知恵といったものを踏まえ、現状を適切に理解し、未来に向けて課題を解決していくためには、政治的な教養を育むことが必要です。

政治的な教養を育むとは具体的には、

まず、政治の仕組みや原理について知ることはもちろんのこと、政治が対象とする社会、経済、 国際関係など様々な分野において日本の現状はど うなっているのか、また課題は何かといったこと について理解することが必要です。

また、政治とは自分で判断することが基本です ので、**課題を多面的・多角的に考え、自分なりの** 考えを作っていく力が必要です。

さらには、各人の考えを調整し、合意形成していく力も政治には重要であり、とりわけ、根拠をもって**自分の考えを主張し説得する力**を身に付けていくことが求められます。

これらの政治に参加するため必要な力を育むためには、例えば、学校生活の改善・向上を生徒会の会員である全生徒が、自分たち自身の課題としてとらえ、考え、会員として参加するとともに、生徒を代表する役員などを通じて自発的、自治的に行われる生徒会活動も重要です。

つまり、各教科の学習の中だけではなく、学校 生活のあらゆる場面を通じて、また、学校だけで はなく家庭や地域社会によって得られるものなの です。日常生活のあらゆる決定場面において、他 人任せにするのではなく、自分の意思を示した上 で、その決定に積極的に関わる機会を持つことが 必要です。

教科の学習においても、教員の板書や教科書の 内容を追うだけではなく、自分の意見を述べ、他 の生徒の意見を聞き、考えを深めていくような機 会を持つことが重要です。

皆さんは、小中学生の頃から対立する課題を取り上げ、新聞などの資料を調べ、自分の意見をまとめ、話し合い、一定の結論を出していくような授業を受けてきたものと思います。また、様々な手段で多様な情報を把握し、自分の生き方を変えてきた世代でもあります。

是非、高等学校において、政治的教養を育み、 その成果を生かして有権者として政治に参加して ください。

「地方自治は民主主義の最良学校」

イギリスの政治家であったジェームズ・ブライスは「地方自治は民主主義の最良学校」*という有名な言葉を残しました。

なぜ、地方自治が民主主義の最良学校と言 われるのでしょうか。

それは、地域の身近な問題について、自分で考え、地域の人たちと話し合い、解決を図っていくことにより「自分たちのことは自分たちで決める」という民主主義を学ぶことができるからです。地域の身近な問題については、まずは、自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していくことが重要です。また、自治会や町内会などを通じ、地域の人たちと力を合わせて行動していくことも重要です。

その上で、我が国の政治は間接民主主義の原則に基づき行われていますので、皆さんが住む都道府県や市区町村の広域的な課題を解決するためには、選挙で選ばれた知事や都道府県

議会議員、市区町村長や市区町村議会議員が、 住民の様々な意見を集約します。その集約した 意見を踏まえ議論・調整し、条例や予算など地 方公共団体の重要な意思を決定しているのが 議会です。

首長(知事や市町村長)と議員を別々に有権 者が選挙で選出することを二元代表制といい ますが、首長と、議員で構成される議会は車の 両輪に例えられ、お互いが協力し、住民が安心 してより良い生活を送れるようそれぞれ役割 を果たしています。

なお、全国的な課題など国として対応する必 要があるものについては、選挙で選ばれた国会 議員が国民の意見を踏まえ国会で法律や予算 などを決定し、この決定に基づき、国会が指名 した内閣総理大臣を長とする政府が国政の課 題に対応しています。

*ジェームズ・ブライス著、松山武訳『近代民主政治』

第2章 選挙の実際

現職の議員や立候補を検討している者は、有権者の意思を確認するとともに、自らの考え方を有権者に説明し、支持を訴えるなどの「政治活動」を行っています。

この活動は政治上の目的をもって行われる全ての活動を言い、例えば国政報告会、街頭での政治活動報告演説、後援会への参加を勧誘する後援会活動や政党活動があります。また、個人や団体から政治資金を集めることなども政治活動です。

同時に、有権者もそれぞれの政治的な意思の実現を図るため、後援会活動や政党活動に参加するなどの「政治活動」を行うことができます(個別の選挙の公示・告示が行われると、特定の候補者の当選を目的として投票を得させるための活動である「選挙運動」が行われることとなります(P14-1、14-2、15-1参照))。

この章では、候補者が立候補して「選挙運動」 を行う過程(1)と有権者が投票をするまでの過程(2)、開票〜当選人の決定(3)について説明 します。

公示·告示

公示・告示どちらの言葉も、選挙の期日を広く 知ることができるようにすることを指すもので、 この日から選挙がスタートします。衆議院議員総 選挙・参議院議員通常選挙では公示、都道府県 知事・都道府県議会議員、市区町村長・市区町 村議会議員の地方選挙などでは告示といいます。

※市区町村の区は特別区をいいます。

① 公示・告示日に、立候補の受付が行われる。

	任期満了に よる選挙期日	議会の解散による選挙期日	
衆議院議員	●任期満了日前 30日以内	●解散の日 から40 日以内	
参議院議員	●任期満了日前 30日以内		
地方公共団体の長	●任期満了日前 30日以内	1	
地方公共団体の議会の議員	●任期満了日前 30日以内	●解散の日 から40 日以内	

その他の 選挙期日

公示•告示日

●再選挙、 補欠選挙は基本的 に 4月と10月の年 2回に統一

- ※一部例外がありま す。
- ●欠員が生じたな どの事由発生の 日から50日以内

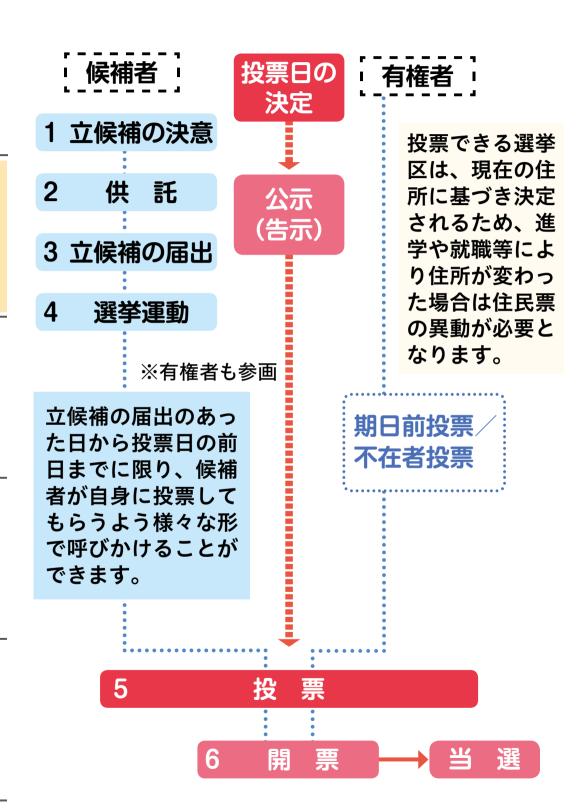
- ●参議院選と知事選は 投票日の17日前まで
- ●指定都市市長選は投票日の14日前まで
- ●衆議院選は投票日の 12日前まで
- ●都道府県議選と指定 都市議選は投票日の 9日前まで
- ●市区長選と市区議選は 投票日の7日前まで
- ●町村長選と町村議選は 投票日の5日前まで

② 定数や任期は、選挙によって違いがある。

\circ	•						
		選挙の種類		選挙区数	定数	被選挙権 年齢・住所要件	
		衆議院議員総選挙	小選挙区選出	289	289人		
国の選挙			比例代表選出	11 ブロック	176人	満25歳以上 住所要件なし	
選挙		参議院議員通常選挙	選挙区選出	45	148人	満30歳以上 住所要件なし	
			比例代表選出	1	100人		
		都道府県知事選 挙		_	_	満30歳以上 住所要件なし	
地方の	<u> </u>	都道府県議会議 員選挙		ı		満25歳以上 都道府県内市区 町村に引き続き 3か月以上住ん でいること	
万の選挙		市区町村長選挙			I	満25歳以上住 所要件なし	
	ī	市区町村 議会議員選挙			_	満25歳以上 その市区町村に 引き続き3か月 以上住んでいる こと	

	任 期	選び方
		それぞれの選挙区で最も多く得票した1人が 当選します。
	4年 (解散あり)	全国を 11 に分けた選挙区で行われ、選挙区 ごとに各政党等の得票数に比例して当選者数 が配分されます。
	6年 (3年ごと に半数	原則、都道府県の区域を単位とする選挙区(鳥取県・島根県、徳島県・高知県はそれぞれ2県の区域)で行われ、得票数の多い順に当選者を選びます。
	改選)	全国を1つの選挙区として行われ、各政党 等の得票数に比例して当選者数が配分されま す。
		都道府県を1つの選挙区として最も多く得票 した人が当選します。
		いくつかの選挙区に分け、それぞれの選挙区 で得票数の多い順に当選者を選びます。
	4年	市区町村を1つの選挙区として最も多く得票 した人が当選します。
		市区町村を1つの選挙区として得票数の多い順に当選者を選びます。 (指定都市などは選挙区あり)

③立候補の決意が固まったら、供託をして立候補 の届出をする。



④立候補するには、供託金が必要。

例

選挙の種類	供託額	供託金が没収される得票数
衆議院 小選挙区	300万 円	有効投票総数×1/10未満
都道府県議会	60万円	有効投票総数 ÷その選挙区の議員定数 ×1/10未満

選拳メモ①

選挙の供託 とは?

供託とは、金銭などの管理を 国家機関である供託所に委ねる ことです。選挙で供託金を用意 するのは、売名などの理由で無 責任に立候補することがないよ 慎重な決断を期待している からです。選挙後、一定の票数 を得た候補者にはこの供託金は 返還されますが、得票が一定の 水準に満たない場合は没収され ます。

候補者や政党の情報はこう集める!

信頼できる候補者を選ぶための情報

インターネット

候補者や政党等のホームページやブログのほか、 SNS (X (旧ツイッター) やフェイスブック等) などに より、政策の考え方などを知ることができます。 な

お、特にSNSなどのインターネット上には、誤った情報も含めて様々な情報があふれており、情報の見極めが重要です。

政党等の公約集

当選したら、どんなことをいつまでに実現させるかを、政党等が有権者に向けて発表する選挙公約。パンフレットなどで街頭演説の場所などにおいて無料配布されます。

選挙公報

投票日の 2 日前までに、世帯ごとに届けられる、新聞に似た印刷物。候補者の氏名、意見や考えなどが掲載されています。インターネットでも同じものが公開されています。

収集、実はこんなにあるんです。

街頭演説

駅前や商店街などの公共の場で、候補者や 政党等が有権者に直接政策を訴えるもの。



政見放送

候補者や政党等が、テレビやラジオを诵 じて意見や考えを訴えます。対談形式を用いるなど、 有権者に分かりやすく伝える工夫もなされています。



候補者が開催するものと、政党等が開 催するものとがあります。



公開討論会

立候補予定者が一学に集まり、自分の政策や公約な どの考え方を有権者に説明したり、立候補予定者同 土がお互いに討論したりする場です(選挙運動期間 外に限られます)。

新聞・テレビ

選挙の前には、新聞やテレビで、各政党や候補者の 政策や選挙での争点について、特集が組まれたり、 解説されたりしています。

公益財団法人 明るい選挙推進協会 「選挙と政治の話 2020 | 等を基に作成

5 投票日の前日まで候補者・有権者は選挙運動 ができる。

公示・告示日に立候補の届出がされた時から投票日の前日まで選挙運動が可能となります。選挙 運動はポスター・街頭演説や演説会・選挙運動用 自動車からの連呼・選挙公報・新聞広告・政見放 送(国政選挙や知事選挙のみ)、ウェブサイトや 電子メールを利用した選挙運動などがあります。

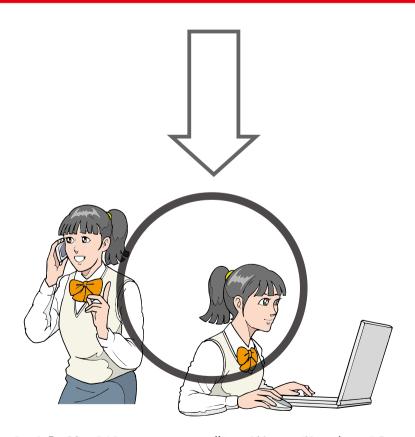
また、誰でも自由にできる選挙運動として、電話での投票依頼や街頭で出会った人などに投票を依頼することもあります(戸別訪問の禁止に当たらないこと)。ウェブサイト、SNS を利用した選挙運動も可能です。

なお、公示・告示日の立候補の届出より前に選 挙運動を行うことはできません。



満18歳未満は一切の選挙運動ができません。

もちろん、インターネットによる選挙運動も できません。



満18歳(有権者)になれば選挙運動が可能です。

友人・知人に直接投 票や応援を依頼する

電話により投票や 応援を依頼する

自分で選挙運動 メッセージを掲示板・ ブログなどに書き込む 選挙運動メッセージ をSNSなどで広める (リポスト、 シェアなど)

選挙運動の様子を 動画サイトなどに 投稿する



ただし、電子メールを利用しての選挙運動は 満18歳以上の有権者も含め候補者や政党等 以外の全ての人ができません。

2 投票

① 選挙権

者は国政選挙の選挙権を、加えて 3 か月以上住所を有していればその属する地方公共団体の選挙 (議員及び長)の選挙権を有します。平成 27 年 (2015年) 6 月の公職選挙法改正で、満 20 歳以 上だった選挙権年齢が満 18 歳以上に引き下げられ、平成 28 年(2016年)6 月に施行されました。

日本国民で満 18 歳以上の



選挙は「投票」で行うこととされ、「一人一票」 (選挙区と比例区がある国政選挙ではそれぞれ一票)「投票所で」が大原則です。

3 投票時間

投票時間は、7時から20時までです。ただし、 特別の事情のある場合のみ、市区町村の選挙管理 委員会の判断において、一定の範囲で開始時刻や 終了時刻を繰り上げ又は繰り下げる(終了時刻は 繰り上げのみ)ことができます。自分の行く投票 所の場所や開いている時間は、自宅に送られる**投票所入場 (整理)券**に書いてありますのでよく確認しましょう。

4 期日前投票、不在者投票

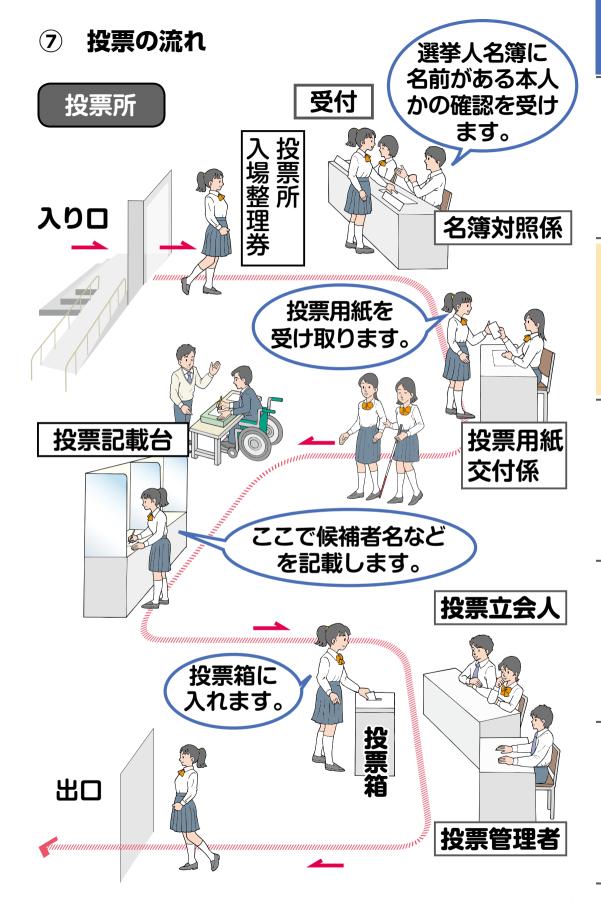
投票日当日、用事のある有権者は、投票日の前に「期日前投票・不在者投票」をすることができます。各市区町村に最低一か所、20時まで開いている期日前投票所があります。授業や仕事だけでなく、遊びに出かける予定でも利用できます。

5 代理投票、点字投票

視覚障害者や病気やけがなどで投票の記載ができない人は、期日前投票を含めて投票所の係員が代筆する「代理投票」の制度があります。また、投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器が用意してあり、「点字投票」が可能です。

⑥ 在外投票

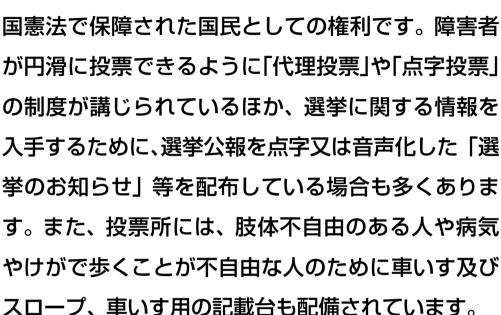
海外に住んでいる人が、外国にいながら国政選 挙に参加できる「**在外投票**」の制度があります。



選拳メモ②

選挙における障害などへの配慮

参政権は、障害の有無に関わらず、日本



このほか、重度障害者が利用できる「郵便等投票」、 病院等への入院・入所者が利用できる「指定病院等 における不在者投票」の制度もあります。

な

る

⑧ 投票の方法

選挙には投票用紙に「**候補者の名前**」を書く選挙と、以下のように「**政党等の名称**」を書く選挙があります。投票を記載する台には、候補者や政党等の名称などが掲示されているので、判別できるように正確に書きます。

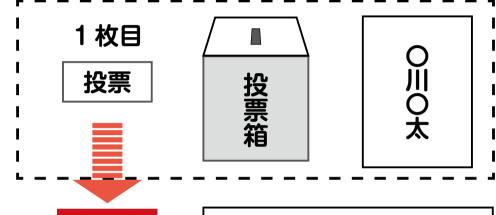
(1)衆議院議員総選挙

衆議院議員総選挙は、**小選挙区選挙と比例代表** 選挙の2つからなります。また、最高裁判所裁 判官国民審査も同時に行われるので、3つとも投票してください。

小選挙区選挙

全国289の選挙区ごとに行われ、有権者は**候補** 者名を記載して投票します。

得票数の最も多い候補者が当選人となります。



結果



〇田〇江 8万票

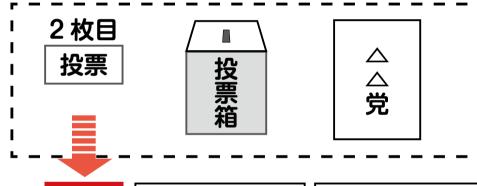
〇山〇男 3万票

〇木〇子 1万票

比例代表選挙

全国11の選挙区(ブロック)ごとに行われ、 有権者は政党名を記載して投票します。

政党の得票数に基づいてドント式 (P.20) -2参照)により各政党の当選人の数が決まり、 各名簿の当選人の数までの順位のものが当選 人となります。



結果

○○党 400万票



〇川〇夫 当

〇山〇郁 当 〇木〇代

(3 人当選)

△△党 300万票



当 〇永〇樹

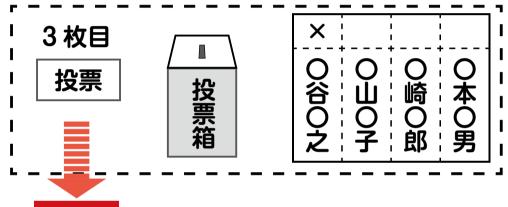
〇崎〇太 〇水〇夫

(2人当選)

最高裁判所裁判官国民審查

裁判官ごとに行われ、有権者は、やめさせた方がよいと思う裁判官については、「×」を記載し、やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も記載せずに投票します。

罷免可が罷免不可の票数を超えた場合、その裁 判官は罷免されます。



結果

〇本〇男	50万票	500万票
○崎○郎	50万票	500万票
〇山〇子	100万票	450万票
○谷○之	200万票	350万票

罷免可

罷免不可

な

重複立候補

衆議院議員総選挙において、小選挙区の候補 者を政党の比例代表名簿にも記載することができ る制度。小選挙区選挙に当選した場合は、比例 代表名簿に記載されていないものとみなされます。

最高裁判所裁判官国民審查

すでに任命されている最高裁判所の裁判官を辞めさせるべきかどうか国民が決める制度。 最高裁判所の裁判官は任命された後に初めて行われる衆議院議員総選挙の投票日に国民審査を受け、この審査の日から10年を経過した後に初めて行われる衆議院議員総選挙の投票日に更に審査を受けます(その後も同様)。

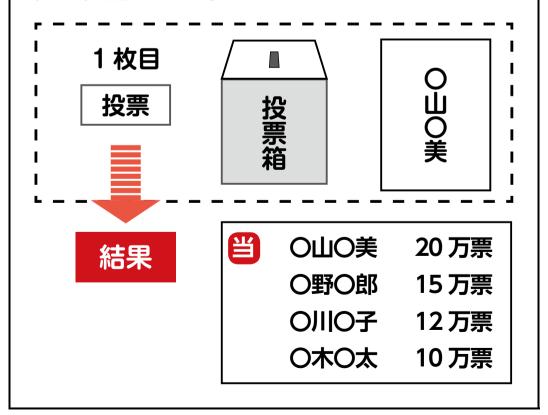
(2) 参議院議員通常選挙

参議院議員通常選挙は、**選挙区選挙と比例代表 選挙**からなるので、2つとも投票してください。 なお、比例代表選挙については、優先的に当選人 となるべき候補者として比例名簿に記載すること ができる特定枠制度が導入されています。

選挙区選挙

原則、都道府県の区域(鳥取県・島根県、徳島県・ 高知県はそれぞれ2県の区域)で行われ、有権 者は候補者名を記載して投票します。

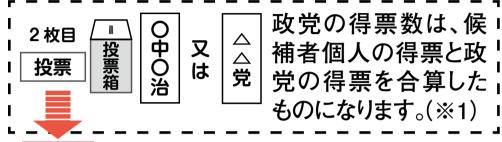
各選挙区の定数に合わせて、得票数の最も 多い候補者から順次当選人が決まります。



と有

比例代表選挙

全国を1つの単位として行われ、有権者は候補 者名を記載して投票します。候補者名に代えて 政党名を記載して投票することもできます。



結果

〇〇党 400万票

120万票

四 〇川〇夫 100万票

凹 〇山〇郁 80万票

> 60万票 〇木〇代

政党名の投票 40万票

(3 人当選)

△△党 300万票

❷ ○中○治 90万票

四 〇永〇樹 70万票

> 50万票 〇崎〇太

> ○水○夫 30万票

政党名の投票 60万票

(2 人当選)

政党の得票数に基づいてドント式(P.20-2参照) により各政党の当選人の数が決まり、得票数の最 も多い候補者から順次当選人が決まります。(※2)

(※1)特定枠の候補者の氏名を記載した投票は、政党への投票と みなされます。

(※2)特定枠の候補者があるときは、特定枠に記載された候補者 を上位とし、名簿記載の順位の通りに当選人となります。その他の 候補者についてはその得票数の多い順に当選人が決まります。

⑨ 誰に投票するか?

日本国憲法は、「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない」としています。誰からの干渉も受けずに、皆さん自身が投票先を決めるのです。

投票先の情報を集める方法は、様々です。街で 目にする選挙運動や日頃の政治活動・報道機関の 情報・知人の意見、また、インターネット上にも 情報は大量にあります。

自分の考えに近い意見をもつ者、関心が強い分野に詳しい者、日頃好ましいと思っている政党に所属している者、どのような基準でも、それが皆さんの政治参加です。自分で考え、選択することがとても大切なのです。

なお、インターネット上ではSNSでの情報発信が 盛んになり、以前に増して情報はあふれています。 誰が発信したのか、事実を述べているのか、発信者 の意見なのかなどを見極めることが必要です。

選拳メモ③

これは投票用紙ではありません

	できないな姿勢 みんなでき この人をものちじて、例文の意思でき この人をもの。またからは取りできずく ましておうはまします。 かったんをもちくこのとか。 ある あくしまくくさい 知り取及器につないで のまたも、なき、みたしますで、その を思たがないから、アカントを「配表的 ととまできない。	ente Lanc sente	*** されいな気が かんなで投票 *** この人物をおかけ、およの機能であまって、 かかっ *** この人間をできまった。 またい かいこのもの *** この人間をおります。 *** この人間をおりてしてきない。 かっといってできない。 *** *** *** *** *** *** *** *** *** *			
S IS	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	報 別 別 間 別 間 のかする物 のので変か的 そのでは、例	中医特雷征引擎液体	12408(8) 12408(8) 12408(8) 12408(8) 12408(8) 12408(8) 12408(8) 12408(8)	. A
ENGLA-QUERNADARO DE PARA DE PA	RECENTATION OF THE PROPERTY OF					

投票日が近づくと、封書やはがきで 選挙の案内が自宅に届きます。これは、 投票所入場(整理)券で、投票用紙で はありません。紛失したり持参するの を忘れたりしても、投票所の受付など で本人であることが確認できれば、投 票ができます。

3

開票~当選人の決定

投票が終わると、各投票所から投票箱を開票所 一か所に集め、開票を行います。

開票作業の結果、得票により当選人が決定します。国政選挙の比例代表選挙における各政党等への当選人の配分は**ドント式**で行われます。

選拳メモ争

比例代表選挙におけるドント式とは

下表のように、各政党の総得票数を 1 から順に 正の整数で割り、その商の大きい順に議席数を割 り振る方式です。

政党名	△△党	〇〇党	××党
総得票数	1200	1500	900
÷1	1200	1500	900
÷2	600	750	450
÷3	400	500	300
当選者数	2人	3人	1人

※当選者数が全体で6人の場合

「選挙権拡大の歴史」

幅広い国民の意見 に基づき、議論を通 じて政治を決定する ことが民主主義で す。

日本でも明治維新 時に出された「五筒



げた履きにもんぺ姿の 女性も=東京・四谷区 役所(当時)の投票所

条の御誓文」において「広く会議を興し万 機公論に決すべし」と、議論を重視する原 則が明示されました。

その後、議会が設置され、選挙制度が確 立してきました。大日本帝国憲法制定後、 明治 23年(1890年)に初めて実施された 第1回衆議院議員総選挙では、有権者は全

人口のわずか1.13%に過ぎなかったのですが、その後徐々に制限が緩和されていきました。その背景には、多くの国民を巻き込

横浜市選挙管理委員会ホーム ページを基に作成

選挙資格

25歳以上の男子で、直接国税 15円以上を納めている人。(記名式(公開制) 投票〉

選挙資格

25歳以上の男子で、直接国税 10円以上を納めている人。(記 名式(公開制) 投票)

選挙資格

25歳以上の男子で、直接国税 3円以上を納めている人。

1 %

2.2%

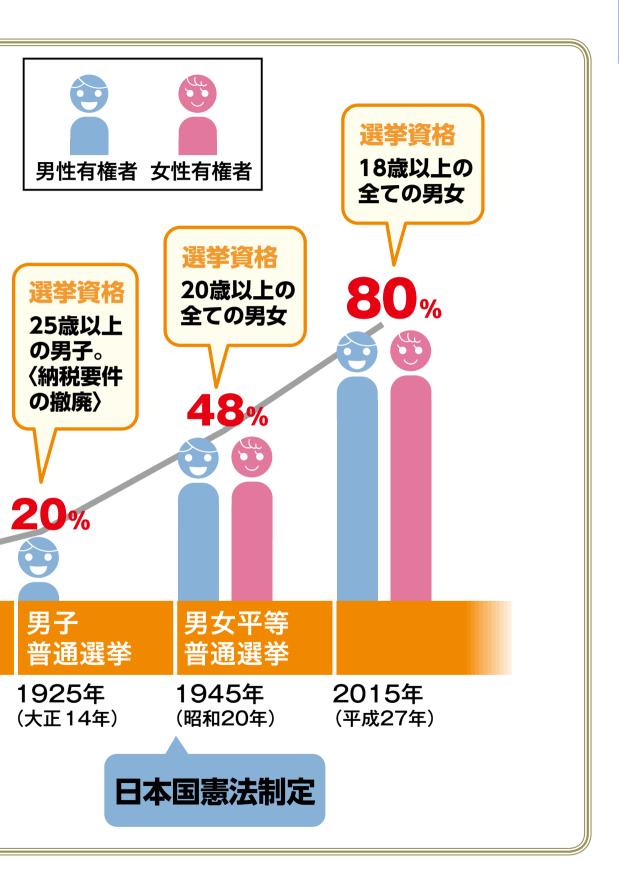
5.5%

制限 選挙制

1889年 (明治22年)

1900年 (明治33年) 1919年 (大正8年)

大日本帝国憲法 (明治憲法)制定



んで行われた普通選挙権獲得のための運動 があり、また、平塚らいてうや市川房枝を 中心とした女性参政権獲得のための運動が あったことを忘れることはできません。そ して昭和 20 年(1945年)、満 20 歳以上 の全ての男女が選挙権を獲得し、翌年実施 された戦後初の衆議院議員総選挙では、つ いに女性も投票することができたのです。 また、女性は被選挙権も獲得して、総選挙 に立候補した女性の中で、39 名の代議士が 誕生したことも、憲政史に残る大きな出来 事であったといえるでしょう。

選挙権年齢の満 18 歳以上への引下げは、 70年ぶりの大きな出来事でした。前ページを見 てください。今こうして皆さんが、満 18 歳で選 **挙権を行使できるようになるまでには、多** くの先人の努力があったということを心に とどめておきたいものです。

現在の日本では、満 18 歳以上の有権者 で全人口の80%以上を占めるようになりま した。このうち20歳未満、皆さんの世代 の有権者は200万人あまり。大人たちがつ くってきた社会をより良いものにしていく ために、今こそ皆さんの力が必要なのです。

解説編

政治の仕組み 第3章

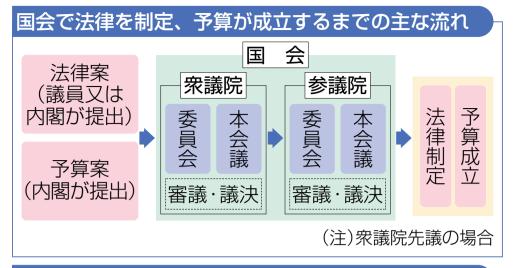
国会、地方議会の役割

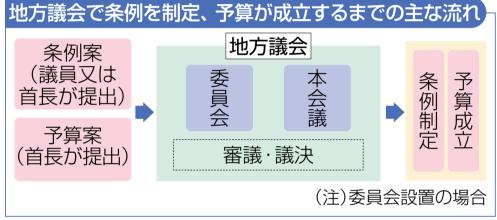
私たちの生活は様々な法律や条例によって秩序 が保たれています。

法律は国会で、条例は各地方議会で審議され制 定されます。さらに、国会や各地方議会では、国 や各地方公共団体の予算(税金をどの分野にどの ように使うか)について審議し決定しています。

このように、国会は国**の、地方**議会は地方公共 団体の重要事項を決定するという重い役割を担っ ています。

	国会(衆議院・参議院)	地方議会
主な役割に係る規定	●国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関【憲法第41条】	●地方公共団体に、法律の定めるところにより、議事機関として設置【憲法第93条第1項】●地方公共団体の重要な意思を決定【地方自治法第89条第2項】
主な具体的役割	議員や内閣から提出された法律案を審議し議決内閣から提出された予算案について審議し議決	議員や首長(知事、市区町村長)から提出された条例案を審議し議決首長から提出された予算案について審議し議決





2 議員の役割

議会制民主主義をとる我が国では、国民や住民による選挙により議員を選出し、政治の具体化をその議員に委ねています。議員は国民や住民を「代表」し、国会や地方議会に参画しており、国は議院内閣制(国会議員の多数党が中心となって内閣を組織)、地方は二元代表制(議員と首長を別々に有権者が選挙で選出)を採用しています。

議員は、国や地域の課題などについて国民や住民

の声を聞き政策立案を行っているほか、国会や地方議会で、主に次のような役割を果たし議会活動を行っており、私たちが選出した議員の一票が、私たちの生活に大きな影響を与える可能性があるのです。

(1) 国会議員

- A. 法律案や予算案等について審議し、議決 (賛成又は反対の意思を表示)する。
- B. 議案(法律案等)を賛成議員と共に提出する。
- C. 内閣総理大臣を指名する投票を行う。また、 衆議院は内閣不信任決議権を持つ。
- D. 国会で衆参各議員の総議員の3分の2以上 の賛成を経て憲法改正の発議を行うことが できる(憲法を改正するためには、発議の 後、国民投票により過半数の賛成が必要)。
- E.国政に関する調査を行う。

(2) 地方議会議員(都道府県議会議員、市区町村議会議員)

- A. 条例案や予算案等について審議し、議決 (賛成又は反対の意思を表示)する。
- B. 議案(条例案等)を賛成議員と共に提出する。
- C. 選挙で選ばれた首長への不信任の議決がで きる。
- D. 地方公共団体の事務に関する調査を行う。

地方議会の役割及び議員の職務等が法律で明 確化されました。

令和5(2023)年4月26日に地方自治法の 一部を改正する法律が成立し、多様な住民の 地方議会への参画を促進するため、地方議会 の役割及び議員の職務等が次のとおり明確化 されました。

第八十九条 普通地方公共団体に、その議事 機関として、当該普通地方公共団体の住民 が選挙した議員をもつて組織される議会を 置く。

- 普通地方公共団体の議会は、この法律の **(2)** 定めるところにより当該普通地方公共団 体の重要な意思決定に関する事件を議決 し、並びにこの法律に定める検査及び調 査その他の権限を行使する。
- (3) 前項に規定する議会の権限の適切な行使 に資するため、普通地方公共団体の議会 の議員は、住民の負託を受け、誠実にそ の職務を行わなければならない。

(下線が地方自治法改正により条文に新た に追加された部分)

3 議員の活動

選挙で選ばれた議員はどのような一日を送って いるのでしょうか。

議会の本会議や委員会への出席、政策研究や現

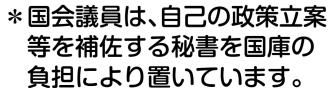
ある国会議員の一日

①通勤時間に合わせて朝7時半から、地元駅で駅頭演説。





⑥15時からは15分から30分ごとに来客と意見交換。省庁の担当者から説明を受け、議論することも。(政策秘書*等が代理で面会することもあります。)





場の調査・実態把握、有権者からの要請や相談・意 見交換など、その活動は多岐にわたっています。

> ②その後国会へ移動し、9時から法律や 予算を議論する政党の会議に出席。







③10時から、 国会の委員 会に出席。 委員会で 質問。







4

私たちの生活との関わり

国会や地方議会が制定した法律や条例には、私 たちにとって身近なものも多くあります。

例 食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスとは、まだ食べられるのに、廃棄される食品のことです。世界には、栄養不足の状態にある人々が多数存在しています。一方で、日本は、まだ食べられる食品が、大量に廃棄されています。

このような状況を問題とした超党派の議員により、令和元年に「食品ロスの削減の推進に関する 法律」が議員立法により制定されました。

この法律により、様々な主体に、食べ物を無駄にしない意識のもとで、国民運動として食品ロスの削減が求められます。消費者である私たちも、食品ロスの問題と自分とのかかわりについて理解し、日常生活の中で食品ロスを削減するために自分のできることを考え、行動することに努める必要があります。

例 歩きスマホ条例

皆さんは、歩きながらスマートフォンを操作した経験はありますか。いわゆる歩きスマホは、画面を注視することで極端に視野が狭まり周囲への注意が散漫になることから、信号無視、他の歩行者への通行妨害や車両との衝突などにつながる危険があります。

このため、神奈川県大和市においては、令和2年6月に「歩きスマホの防止に関する条例」が議会で制定されました。本条例では、公共の場所における歩きスマホを禁止するとともに、市が市民等及び事業者と連携し、啓発活動等を実施することを規定しています。

市内の調査では、条例制定前後で、歩きスマホをしていた人の割合が、5.5ポイント減少しました。

政党等の役割

政党とは、一般的には、政治的な主義や主張が近い人たちが集まり、政治活動を行う集団のことです。政党は、自分たちの政策を実現するために、選挙を通して政権の獲得を目指します。また、政党は、国民の様々な意見や利益を政治に反映させる、いわば国民と議会を結ぶパイプ役として議会制民主主義において大きな役割を果たしています。

また、議員が任意に結成する議会内の団体として「会派」があります。国会のほか、地方議会に おいても導入している例が多く見られます。

「国会議事堂の銅像

"4つ日の台座"に立つのは誰?-|

皆さんの中には、国会議事堂を見学し たことがある人もいるでしょう。国会議 事堂は、昭和11年(1936年)11月に竣 工しました。当時、日本で一番高い建物 でした。同年12月24日に召集された第70 回帝国議会から使用され、現在に至って います。

中央広間は、議事堂で一番高い中央塔 の真下にあり、中央玄関から御休所※へ と通じる広間です。2階から6階までの 吹き抜けになっていて、天井までの高さ は32.62mあります。これは、法降寺の五 重の塔がちょうど入る高さです。

> 略) (中

*御休所(ごきゅうしょ):開会式の当日、天皇陛下 が議事堂にお着きになると、まずお入りになりお休み になるところ。

また、中央広間には、議会政治の基礎を作るために功労のあった板垣退助、大隈重信、伊藤博文の銅像があります。これは、昭和13年(1938年)に大日本帝国憲法発布50年を記念して作られました。

板垣退助は明治の初めに国会の開設を求め自由民権運動を起こし、日本で最初の政党である自由党の党首をつとめました。大隈重信は日本で最初の政党内閣の総理大臣で、立憲改進党の党首として議会政治確立のため活動しました。伊藤博文は日本で最初の内閣総理大臣であり、初代の貴族院議長です。大日本帝国憲法の起草の中心的役割を果たしました。

ところで、4つ目の台座には銅像がありません。これは、4人目を人選できず将来に持ち越されたといわれています。また、「政治に完成はない、未完の象徴」という

意味もあるといわれています。

(参議院ホームページより)



国会議事堂 中央広間



板垣退助 大隈重信 伊藤博文

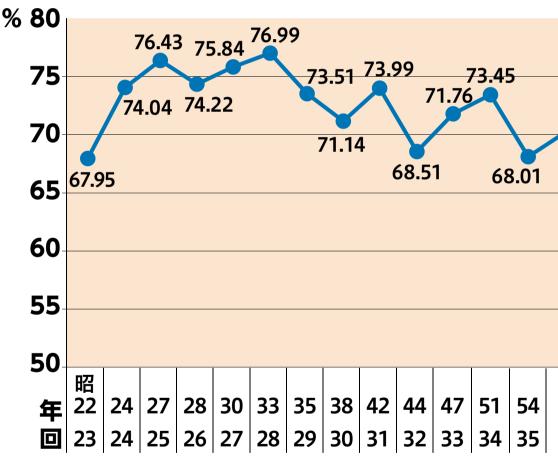
解説編

第4章 年代別投票率と政策

1 近年の投票率

近年、国政選挙、地方選挙とも投票率の低下が問題となっており、衆議院議員総選挙、参議院議

衆議院議員総選挙(大選挙区・中選挙区



選挙

- 注1 昭和38年は、投票時間が2時間延長され、午後8時までであった。
- 注2 昭和55年及び昭和61年は衆参同日選挙であった。
- 注3 平成8年より、小選挙区比例代表並立制が導入された。

員通常選挙の投票率は5割程度、統一地方選挙は 4割台となっています。

投票率は、選挙の争点や候補者の顔ぶれなど 様々な要素が総合的に影響するものと考えられる ことから、一概に評価できるものではありません が、全般的に低下傾向が続いています。

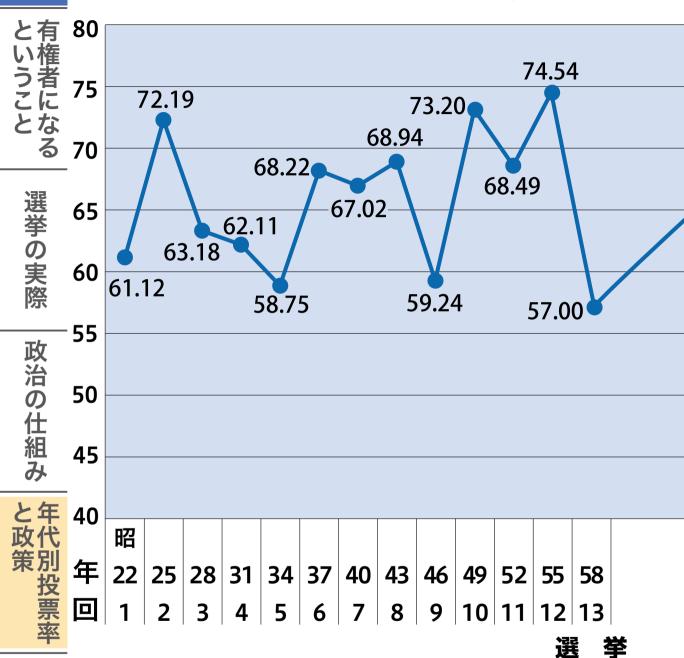
・小選挙区) における投票率の推移



期

- 注4 平成12年より、投票時間が2時間延長になり、午後8時 までとなった。
- 平成17年より、期日前投票制度が導入された。 注5
- 注6 平成29年より、選挙権年齢が18歳以上へ引き下げられた。

参議院議員通常選挙(地方区・



国民投票

- 注1 昭和49年は、投票時間が1時間延長され、午後7時までであった。
- 注2 昭和55年及び昭和61年は衆参同日選挙であった。
- 注3 昭和58年より、拘束名簿式比例代表制が導入された。

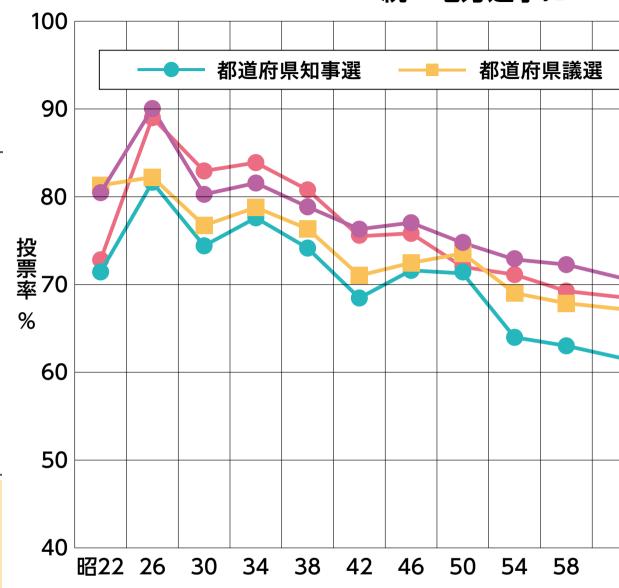
選挙区)における投票率の推移



期

- 注4 平成10年より、投票時間が2時間延長になり、午後8時ま でとなった。
- 注5 平成13年に、比例代表制が非拘束名簿式に変更された。
- 注6 平成16年より、期日前投票制度が導入された。
- 注7 平成28年より、選挙権年齢が18歳以上へ引き下げられた。

統一地方選挙に



都道府県知事選	71.85	82.58	74.85	78.25	74.62	68.70	72.01	71.92	64.08
都道府県議選	81.65	82.99	77.24	79.48	76.85	71.48	72.94	74.13	69.39
市区町村長選	72.69	90.14	83.67	84.82	81.57	76.30	76.41	72.60	71.59
市区町村議選	81.17	91.02	80.99	82.37	79.55	76.87	77.65	75.39	73.42

おける投票率の推移

72.78

68.89

63.81

59.61

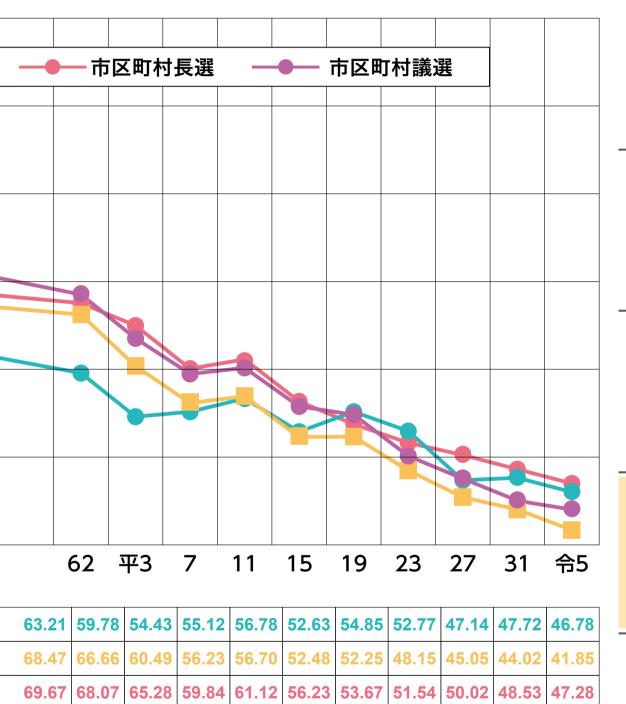
60.34

55.94

54.60

49.86

47.33



43.92

45.16

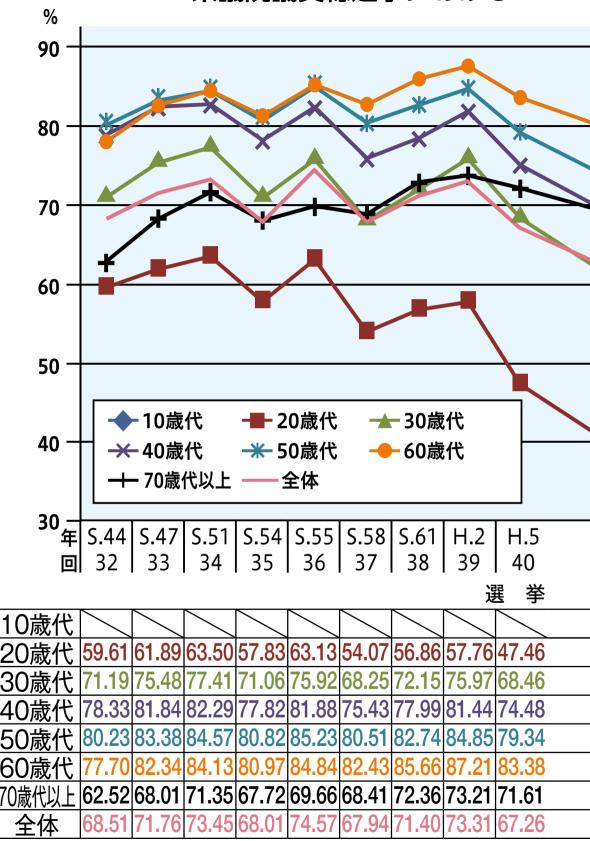
空白ページ

若い世代の投票率

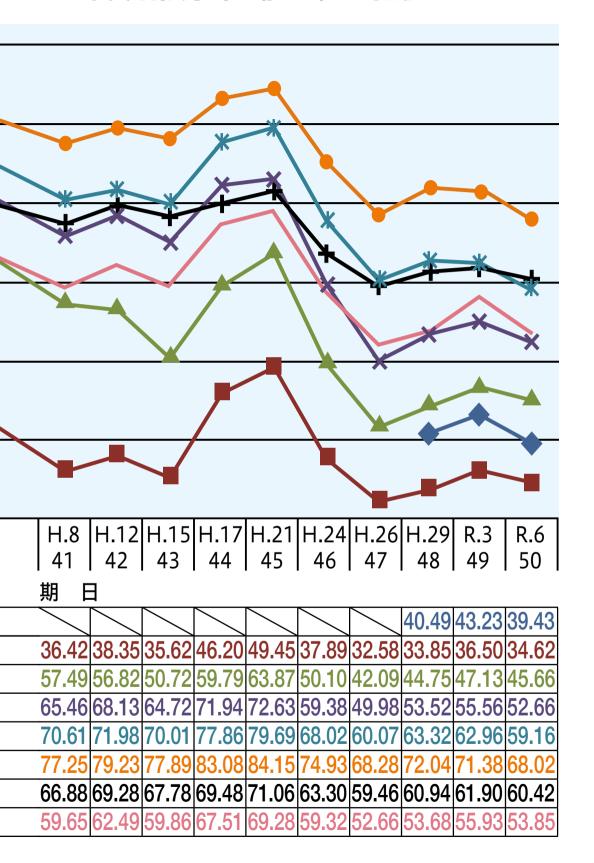
若い世代の投票率は、いずれの選挙においても他の世代に比べて低く、しかもその差が拡大してきています。例えば衆議院議員総選挙における 20 歳代の投票率は全体の投票率に比べ、昭和50 年代は 10 ポイントほど低かったものが、現在は 20 ポイントほどの差になっています。

なお、令和6年(2024年)の衆議院議員総選挙においては、10歳代の投票率は39.43%(18歳48.32%、19歳30.43%)となり、20歳代の投票率に比べて高い水準となりました。

衆議院議員総選挙における



年代別投票率(抽出)の推移

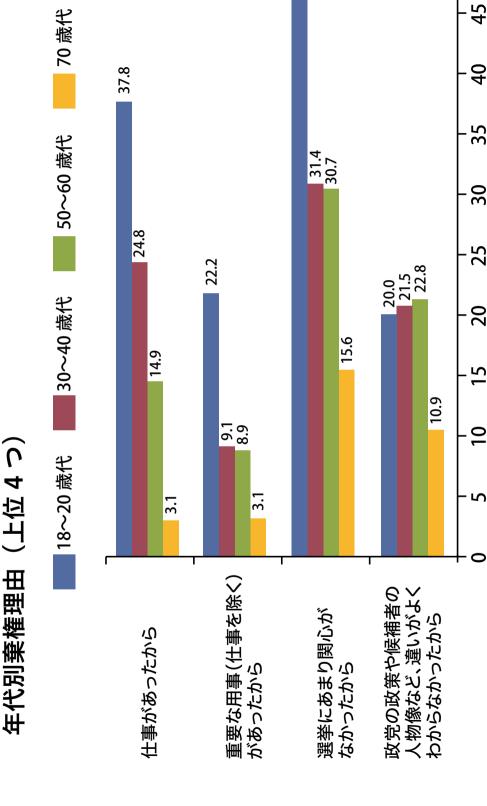


3 若い世代の意識

若い有権者の投票率が低いことについては、 様々な理由が指摘されています。例えば、他の 世代に比べて政治的関心が低いから投票率が低 いということを、関係の調査に基づき指摘する 声もあります。

公益財団法人明るい選挙推進協会が令和3年度(2021年度)に実施した第49回衆議院議員総選挙全国意識調査結果によると、18~20歳代の若者が投票を棄権した理由として多かったのが、「選挙にあまり関心がなかったから(46.7%)」、「仕事があったから(37.8%)」、「重要な用事(仕事を除く)があったから(22.2%)」、「政党の政策や候補者の人物像など、違いがよくわからなかったから(20.0%)」、となっています。

50 (%)

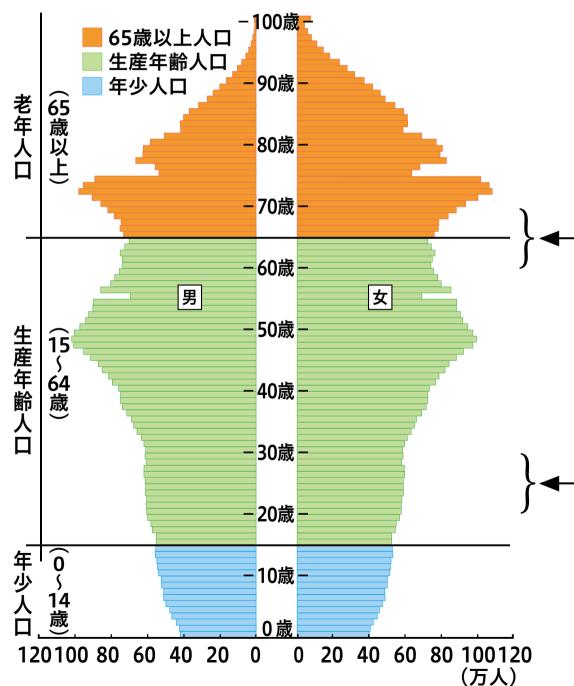


46.7

解説編

4 若者の投票率が低いことによる影響

令和3年(2021年)の衆議院議員総選挙に おける年代別投票率を見ると、20歳代の投票 我が国の人口ピラミッド(令和3年10月1日現在)



率が36.50%であったのに対して、60歳代は 71.38%と2倍近くの差がありました。また、令 和3年10月1日現在の人口推計を見ると、20 歳代はおよそ1,200万人であったのに対して、 60歳代はおよそ1,500万人と1.3倍ほどの差が あります。これらを計算してみると、20歳代の 投票数はおよそ 440万票、60 歳代の投票数はお よそ 1,070万票となり、票数にするとその差は およそ2.4倍となります。

60歳代:

約1,500万人

×71.38%

=1.070万票

20歳代: 約1,200万人 \times 36.50%

=440万票

若者の投票率が低くな ると、若者の声は政治に 届きにくくなってしまい ます。その結果、若者に 向けた政策が実現しにく くなったり、実現するの に時間を要する可能性が あります。

「若者の政治参加と海外の選挙事情」

海外の選挙権年齢はどのようになっている のでしょうか。

現在海外では「18歳以上」が主流です。 国立国会図書館の調査(令和2年)では世界の187の国・地域のうち、9割近くが日本の衆議院に当たる下院の選挙権年齢を「18歳以上」と定めています。例えば、米国、英国、フランス、ドイツ、イタリアでも18歳以上となっていました。

選挙権年齢は、ヨーロッパの国々を中心に 更に引き下げる動きも活発化しており、オーストリアではすでに 16歳への引下げを実施 しています。ドイツ、ノルウェーなど特定の 州や市町村で 16歳への引下げが実施されて いる国もあります。

また、選挙への参加の仕方が異なる国も あります。

例えば、米国では、選挙権は満18歳以

上の国民にありますが、実際に投票するた めには事前に有権者登録を行うという積極 的な対応が必要です。一方、オーストラリ アでは、棄権した場合には罰金が科される 義務制となっています。

いずれにせよ、ますます若い世代が政治 に関心をもち、積極的に政治に参加するこ とが期待されています。

各国の選挙権年齢(抜粋)	
21歳	オマーン、クウェート、シンガポール など
20歳	カメルーン など
18歳	日本、米国、英国、イタリア、オーストラリア、 カナダ、ドイツ、フランス、ロシア など
	東ティモール など
16歳	アルゼンチン、オーストリア、キューバ、 ブラジル など

※国立国会図書館調べ(令和2年)

解説編

第5章 憲法改正国民投票

1 憲法改正国民投票の仕組み

(1)日本国憲法の改正手続に関する法律

日本国憲法第96条では、憲法の改正は、国会で衆参各議院の総議員の3分の2以上の賛成を経た後、国民投票によって過半数の賛成を必要とすると定められています。この憲法改正のための国民投票の具体的な手続きを定めたものが「日本国憲法の改正手続に関する法律」です。

(2)国民投票の投票権

日本国民で満18歳以上の者は国民投票の投票 権を有します。

(3) 国民投票の流れ



国会



憲法改正原案の発議

衆議院議員 100 名以上の賛成 50 名以上の賛成 参議院議員



衆参両議院にて憲法改正原案 可決

憲法審査会*での審査

両議院憲法審査会の 合同審査も可能です。

*憲法改正原案等を 審査する常設機関

本会議での可決

衆議院及び参議院本 会議にて総議員の 3分の2以上の賛成で 可決。

先議の議院

原案の提出を受け、憲法審査 会での審査・本会議における 可決を経て、後議の議院へ送 付します。

後議の議院

憲法審査会での審査を経て、 本会議にて可決。

憲法改正の発議



国民に憲法改正案 の提案がされる。

※内容において関 連する事項ごと に区分して発議 されます。

国民投票期日の決定

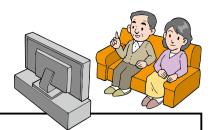
憲法改正の発議後 60 日から 180 日以内

※具体的な期日は、国会にて議決されます。





広報周知 国民投票運動



広報周知

国民投票広報協議会の 設置

各議院の議員から委員 を10人ずつ選任

憲法改正案の内容や賛成 意見及び反対意見などを掲載した国民投票公報の原稿 や、投票記載所に掲示する 憲法改正案要旨を作成する ほか、テレビやラジオ、新聞などで憲法改正案等の広報を行います。

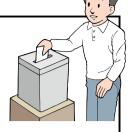
総務大臣、中央選挙管理 会、都道府県及び市区町 村の選挙管理委員会

国民投票の方法や国民 投票運動の規制、そのほ か国民投票の手続きに関 して必要な事項を国民に 周知します。

国民投票運動







投票方法

投票は、憲法改正案ごとに一人一票となりま す。投票用紙に記載された賛成又は反対の文字 を〇の記号で囲み、投票所の投票箱に投函し ます。

また、投票に当たっては、期日前投票(投票 期日前14日に当たる日から)や不在者投票、 在外投票などが認められています。



開票



国民投票の効果

憲法改正が国民に承認されるのは 賛成投票の数が投票総数*の

2分の1を超えた場合



憲法改正の公布の手続き

内閣総理大臣は、

直ちに憲法改正の公布のための手続きをとります。

投票結果は、官報で告示されます。

※賛成投票数と反対投票数の合計数

実践編

第1章 学習活動を通じて考えたいこと

1 国家・社会の形成者とは?

私たちが生きる21世紀の日本は、世界に類を 見ない平和で民主的な社会を築き上げた一方で、 近年の社会変化に伴って、様々な公共的課題を生 じさせています。こうした課題は、早急の解決を 必要とする一方で、いずれも正解が一つに定まら ないため、解決することは決して容易ではありま せん。我が国は、選挙で選ばれた議員が議会で法 **令・条例や予算など政治について議論し、決定す** るという**間接民主主義**をとっています。国民や住 民の持つ様々な見方や考え方を考慮しつつ、その 意見を反映した審議や決定が行われるよう、21 世紀に生きる私たち一人一人が政治に参加してい くための教養を身に付け、投票、請願などの直接 的な働きかけ、ひいては自ら立候補することなど **積極的に政治に参加していくことが求められてい** ます。

今後の日本社会は、公共的課題の解決に向け て多様な価値観をもつ他者と議論しつつ協働す

る国家・社会の形成者、すなわち「民主主義の 担い手」を要請しているのです。

国家・社会の形成者として求められる力 2

国家・社会の形成者として求められる力は、次 のようなものです。こうした力は、変化の速い 21 世紀社会において活用できる汎用的な力でも あります。

〇知識及び技能

- ・現実社会の諸課題(政治、経済、法など)に 関する現状や制度及び概念についての理解
- ・調査や諸資料から情報を効果的に調べまと める技能

〇思考力、判断力、表現力等

- ・現実社会の諸課題について、事実を基に 多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- ・現実社会の諸課題の解決に向けて、協働的 に追究し根拠をもって主張するなどして合意 を形成する力

〇学びに向かう力・人間性等

・自立した主体として、よりよい社会の実現を 視野に国家・社会の形成に主体的に参画しよ うとする力

3

学習方法

教員の板書や教科書の内容を追うだけではなく、 グループディスカッションや学習内容の発表を取 り入れるなど、生徒が主体になって他者と協働し 深く学ぶ、いわゆる**アクティブ・ラーニング(AL)** 型の授業が世界中で注目を集めています。

この実践編では、次のような3つの学習方法も 活用しながら、学習に取り組んでもらいたいと考 えます。

- 正解が一つに定まらない問いに取り組む学び
- 〇 学習したことを活用して解決策を考える学び
- 他者との対話や議論により、考えを深めていく学び
- 33-1 実践編

学習活動

この実践編では、「国家・社会の形成者として 求められる力」を身に付けることをねらいとする 学習活動を紹介しています。まず、現実社会の諸 課題を調べ、自分の考えや意見を出し合い、話合 いを通じて意見を深めていくために欠かせない 「話合い、討論の手法」を紹介しています。「模擬 選挙(2)」(p.64-1~)と「模擬請願」(p.74-1~) では、有権者等の立場として政治に参加する学習 を行います。「模擬選挙(1)」(p.54-1~)では、 有権者等と候補者の両方の立場として、「模擬議 会」(p.80-1~)では、政策立案者(議員)の立 場として政治に参加する学習を行います。

実践編

第2章 話合い、討論の手法

1 民主政治と話合い

民主政治は、討論によって、物事を決める政治であり、話合いの政治です。また、健全な民主主義社会とは、身近な地域社会の小さな討論に始まり、いろいろな段階において討論が行われ、話合いがもたれた上で、問題の解決、決定が図られる社会です。

民主政治では、あるテーマについて、人々に十分な討論の機会を与えて徹底的に話し合い、意見をまとめて最善と思われる結論を出します。全員の意見が一致すればよいのですが、政治の問題は国民生活に極めて密接に関係しているので、様々な意見が対立することが多く、最終的には多数決で合意を形成するのが一般的です。

合意が形成された後は、全員がその決定に従うことが多数決の原理です。ただし、多数決が有効に生かされるためには、多様な意見が出し尽くされ、少数派の意見や根拠を明らかにして、多数派のそれと比較検討することが必要です。少数意見

が正しいものであれば、できるだけ吸収するとい うものでなければなりません。納得することで実 効性も高まります。

2 話合いの基本

「テーマに沿って話をするこ 話合いの基本は、 と|「みんなが平等な関係で自由に話し合うこと| です。なにより、白中に話し合える雰囲気を作る ことが大切です。声の大きい人の意見で議論が左 右されるようでは参加意欲が低くなり、合意形成 に必要な考えの変化をもたらす意見のぶつかり合 いが生まれません。

そのために、他者の意見をよく聞く、肯定的に 聞く、白分の意見を正しく受け止めてもらうよう に簡潔に分かりやすく話す、一回の発言で言いた いことは一つだけにする、意見の理由と根拠を言 う、人の意見を聴いて白分の意見が変わってもよ い、などのルールを設けます。また、人を傷つけ ない発言を心がけましょう。

なお、下記のような点に留意すると話合いがよ

り活発にできるようになります。

① ルールは自分たちで決める

参加者が自分たちでルールを決めると、話合いに意欲的に参加するようになります。また、グループで話し合うと、広い視点でルールを決めることができます。みんなで考えたルールですから意識的に守られ、その後の話合いもスムーズになります。

② 場作り

机の配置なども意識します。コの字型、ロの字型、円卓、島型等、いろいろあります。人数や会議の内容に応じてセッティングすると話合いが効果的に進みます。

話合いに慣れないうちは、発言者に目印になるようなもの(トーキングスティック)を持たせてもいいかもしれません。その人に注目させるアイテムです。

③ 事前学習

テーマに関する知識がなければ話合いは深まりません。知識の内容や量に違いがありすぎると、

34-3 実践編

豊富な人がその知識だけで話合いをリードしてし まいます。講義型による体系的な知識の提供や、 個人学習、フィールドワークなどの事前学習を行 うのが前提です。

- テーマに関する様々な見方があること、課題 が何かを認識します。
- ▶ テーマと参加者自身の生活や関心との結び付 きを考えます。
- ▶ 問いに対する賛成か反対かの意見、それぞれ の理由と根拠、対案などを考えます。

3 話合いを深める方法

「さあ話し合おう」 「積極的にアイデア、意見を 出そう」と言ってもなかなか出てきませんが、手 助けしてくれる手法があります。

① ブレインストーミング

だいたい 10 人以下のグループで行い、特定の テーマをめぐって既成概念にとらわれずに自由に 意見を出し合い、問題を創造的に解決するための 発想法です。グループの一体感が強くなる効果 もあります。下記のようなルールがあります。

自由な発想

どんなに変な思い つきだと感じても、 思いついたままを率 直に出すことが大切 です。

質より量

何でもいいから、 次々と思いついたこ とを出すことが大切 です。理屈抜きでた くさん出しましょう。

批判厳禁

他の人の思いつきに対しても、良し悪し、可能・不可能という批判的な発言は一切しないでください。

連想

他の人の思いつきでも、遠慮することなく、それを基にして自分の思いつきを発展させて出すことが大切です。

進め方

ふ せん し 準備するものは付箋紙、サインペン、模造紙です。 グループに分かれ、それぞれに司会、 を決めます。

1) アイデア、意見は各自が付箋紙に書き、記録 係が模造紙に書き出します。

1枚の付箋紙には1つの意見を具体的に書きま す。グループ全員が読めるように、サインペン などで大きめに書きます。少し時間を取って、 付箋紙に書き出してから発表していきます。

時々議論を整理し て対立点を明確に 焦点を絞ると 理解が深まります。



2) 出されたアイデアが、テーマや目的に対して 一面的であったり、偏ったものになったりし ていないか、全体を眺めます。意見を並べたり、 並べ替えたり、組み合わせたりして新しい情 報としてまとめ、アイデアを掲示してみます。

② K J 法 (ケージェー法)

学習者が様々な知識や経験から発想した断片的な情報を整理・統合して、創造的なアイデアを生み出し、問題の解決の糸口を探っていく方法です。フィールドワークで得た多くのデータを分類するのにも使います。

■進め方

付箋紙、サインペン、模造紙などを用意します。

- ブレインストーミングの要領で、思いついた アイデア、意見を付箋紙に書き出します。
- 2)付箋紙を書いた本人が意見を読み上げ、簡単に説明します。参加者は付箋紙に書かれた内容で分類して、小グループにまとめま

付箋紙は情報を自由に動かせ、書き足せるので試行錯 誤を反映させることができ ます。



す。無理にどこかのグループに入れること はしません。

- 3) 小グループに見出しをつけます。
- 関連する小グループをまとめて中グループを 4) 作り、更に中グループをまとめて大グループ をと、次々にグループ化していきます。
- 5) 全体をじっくり眺めて、グループ間の関係性 を読み取り、それを文章化するなどして、問 題の解決法を導き出していきます。

話合いの形態 4

話合いは、1対1、グループ、学級、学年、学 校で行うものと様々な形があります。

① グループでの話合い

- 1つのグループは4~5人で作るのが理想 です。
- 多様な意見を求めるために、仮に4人でグ ループを作る場合は、男女2人ずつとする、 仲良し4人組は避ける、話合いの途中でメ ンバーを入れ替える、事前学習やアンケー

トで把握した違う意見をもつ人を集めることなどが効果的です。

- 多様な他者との話合いを意図して、学校外部に協力者を求めるという方法もあります。 選択したテーマに関係する地域の方、政治学や公共政策を学ぶ大学生などをゲストとして迎えるということも考えられます。
- 意見を深めるために、意見の近い人による グループを作り、話し合うという方法もあ ります。



②学級(学年、学校)での討論

(ア)パネル・ディスカッション

参加者のテーマに対する課題意識や理解を深めるのに効果的な討議法です。

司会を置き、パネリスト3~5人程度が、テーマについての各自の意見を発表した後に、参加者との質疑応答、パネリスト間での意見交換を行います。この形での討論には、次のような利点があります。

- 司会とパネリストが事前に打合せを行うことに より、筋道にそった効果的な討論ができます。
- 意見の違いを理解しやすくなります。
- 自分の関心の強い論点を選んで意見交換ができるので、議論を深く掘り下げることができます。
- 自分たちのグループで出なかった視点を知ることができます。
- 参加者も討論に参加できるので、参加意識 をある程度満足させることができます。

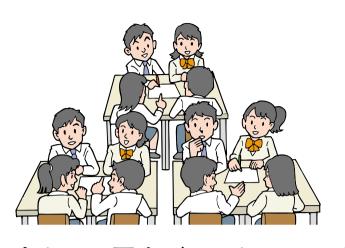
司会は、パネリストに一通り発言の機会を与えた後は、討論の展開によって、パネリスト間の発言時間を必ずしも均等にする必要はありません。

(イ)ワールドカフェ

比較的新しい手法として、ワールドカフェがあります。少人数による会話を、メンバーを入れ替えて何度か行うことにより、擬似的に参加者全員と話し合っているような効果が得られる手法です。カフェのような気の張らない場所での自由な会話を楽しもうという考え方です。街づくり、組織改革、教育など様々な場面で活用されています。

進め方

- 1) 4人で1つのテーブルに座ります。
- 2) 各テーブルでテーマについて話し合います。 テーマは全テーブル共通です(1回の話合い (ラウンド)は20分程度です)。
- 3) テーブルに置かれた模造紙に、話合いの中で 気付いたことを"落書き"のように書いてい きます。キーワードでも絵でもなんでも様式 は問いません。
- 4) 各テーブルでホストを決め、その人を残して他の人は"旅人"となって別々のテーブルに移動します。
- 5) 次のラウンドで、ホスト、旅人共に、前のラ



※進行に当たって司会(ファシリテーター)が "号令"をかけるようなことはしないのも特 徴の一つです。時間になったら無言で手をあ げるなどの合図を事前に決めておき、それに 気付いた参加者が静かに話をやめます。

ウンドでの話を簡単に共有します。その後、 更に話を進め、模造紙に気付いたことを書き 込みます。

- 6) 次のラウンドは、最初のテーブルに戻り、各 テーブルで得られた発見や気付きを共有し、 更に話合いを進めます。
- 7) 最後に、気付いたことや学んだことなどの キーワードを各自付箋紙に書いて、模造紙に 貼り、共有して終了です。簡単に各グループ から発表してもらうこともあります。

5 振り返り

今後の話合いや討論をより良いものとするためには、話合いを振り返ることが大切です。チェックシートを作り、話合いの途中で確認してもいいでしょう。

① 内容について

- 対立点は何だったのか。対立した理由は何か。
- どのように意見が変化したのか、その理由は何か。
- どのように合意したのか。合意した内容は適切か。根拠は何か。
- 合意ができなかった点とその理由は何か。
- 話合いが不十分であったところはどこか。
- 合意したことについて今後どうしていくか。

② 話合いについて

- 自分の意見を正確に伝えたか。テーマから逸れなかったか。
- 相手の意見をしっかり聞いたか。相手の意見を受け入れたか。

- 発言者の意図を正しく理解できたか。
- 客観的な事実と、意見や心情を区別できたか。
- 全員が参加したか。
- 不足しているルールは何か。



手法の実践①

ディベートで政策論争を してみよう

Ⅲ この活動のねらい

ディベートとは、「ある論題(テーマ)に対し、 肯定と否定に分かれた2チーム(1チーム4人) の話し手が、聞き手(ジャッジ)に対し自分たち の主張の優位性を理解してもらうことを目指し て、一定のルールに基づいて行う討論ゲーム」で す。

ディベートは「討論ゲーム」ですから、客観的な資料に基づいて相手を説得する必要があります。討論や準備の中で、多面的な考え方や資料に当たり、テーマについての考えを深めることができます。

では、議題(テーマ)を決め、肯定側・否定側 両面からディベートの準備をしていきましょう。

Ⅲ この活動の流れ

実際のディベートの流れに沿って準備していき ます。

40-1 実践編

(議題(テーマ))

○○年に△△制度を導入・廃止すべきである

① 肯定側立論(5分)



② 否定側質疑(3分)



③ 否定側立論(5分)



④ 肯定側質疑(3分)



⑤ 否定側・肯定側で交互に論戦 (反駁)。 (2回程度 各3分)



⑥ 教員などによる判定 (ジャッジ)



⑦ 振り返り

※①~⑤の間には、それぞれ1分間の準備時間 をとります。

1 肯定側立論(5分)

まず、肯定側 (〇〇年に△△制度を導入・廃止すべきである) の立論 (=主張) を作ってみましょう。

【例】「サマータイムを導入すべきである」 肯定側立論

これから、肯定側立論を始めます。

- ●サマータイムとは、夏の期間、日中の時間 をより有効に使うため、時計の針を進める方 法と定義します。
- ②プランを説明します。5月1日から9月30日まで、日本全国で1時間時計を進めます。また、その2回の時計を合わせる際、省エネのPRを行います。
- ③ サマータイム導入のメリットの1点目は、 「省エネルギー」の推進です。

- ①制度を導入・廃止すべき根拠や理由 (メリット)
- ②デメリットが生じる場合は別の制度などで 補いうる根拠や理由

を、証拠(統計データや新聞記事、専門家の意見 を基に、否定側やジャッジなどを説得でき る立論を大体 2,000 ~ 2,200 字程度で作ってみ ましょう。

- 定義は肯定側が行う権利がある。ただし定義を しなくてもよく、する場合は常識的であること。
- 2 弊害の原因を取り除く5W1Hに留意したプランを 示し、そのプランは実行可能か、また弊害をなく す機能があるかを説明する。
- B メリットは肯定側のプランを採用すると生じる 「よいこと|=「プランが社会に及ぼすプラスの 影響|を指す。メリット(デメリット)は立論で2 項目まで提示できる。また、主張に通し番号を 付け、その題名を付けておくとよい。例えば、 「メリットの1点目は、『省エネルギーの推進』で す。」とする。

④現状分析を行います。環境省ホームページより引用開始。「日本の二酸化炭素排出量は世界の3.2%を占めていて、日本は世界の中で第五位です。一人当たりエネルギー起源二酸化炭素排出量は、世界平均が4.4トンに対して、日本は8.6トンと多くなっています。」引用終了。

- ⑤このように日本は世界的に見て多くの二酸 化炭素を排出しており、早急に排出量を減 らすことが求められています。(中略)
- ⑦「生活構造改革をめざすサマータイム─調 査結果の概要─」より引用開始。「社会経済 生産性本部による試算の結果、短期直接効 果、すなわち制度導入による省エネルギー ・温室効果ガス削減効果は、年間、原油換算

❹ 立論には一般的に「現状分析」「プラン」「メリッ ト」を含むことが多い。現状分析では、現状変 更の必要性がある程の弊害が存在するのか、そ してその弊害の原因と、その原因は現状変更し ない限り存在し続けるのかを説明する。

- Б 「~は~である」などとはっきり言いきること。 「な ぜならば~だからです」のように、主張と証拠(資 料)を確実に結びつける。
- 🜀 プランからメリット(デメリット)が生じる発生過 程を示すとよい。プランから出発して、メリット (デメリット)までの因果関係を、順に追ってい く。そのプランは弊害解消に効果があるのかを 説明する。「発生確率の高さ(低さ)を立証する部 分1なので、証拠資料の補強があるとよい。
 - 証拠資料は、統計データ、新聞記事、専門家の見 解など、だれもが納得でき、分かりやすく、主張を はっきり裏付けるものを使う。

で約93万klの省エネ、炭素換算で約40万トンのCO2削減効果になった。長期間接効果のうち省エネ世帯の増加による効果は、年間、原油換算で約71.1万klの省エネは特に大きいことがわかった。」引用終了。

③ 最後に重要性を述べます。現状分析で述べたような CO2 省エネの必要性に加え、日本はCO2削減目標を達成しなければなりません。もし達成できない場合は国際的な信用を失うことになり、政治・経済的に重大な影響を引き起こします。

肯定側はこのような大きなメリットを生む サマータイム導入を主張します。(以下略)

☆定義やプランの字数を考えると、ひとつのメリットの説明には 600 ~ 800 字くらいの文章で構成すると、きちんと主張を構成することができる。

🔞 メリット(デメリット)が価値的に重要であるこ とを主張する。

否定側質疑(3分) 2

肯定側の立論に対して否定側は質問をすること ができます。

- ①相手の立論の根拠を確認する
- ②これから行う自分たちの反論(反駁) に使え る有利な情報を引き出す

上の2点を満たすような質問を5項目程度考え てみましょう。時間には相手の答弁も含まれるの で注意しましょう。

【例】「サマータイムを導入すべきである」 否定側質疑

質問: ① 労働基準法の深夜時間の規定など 多くの法律上の「時間」がありますが 全てを変更するのですか。

答え:はい。

質問: ② サマータイムは「省エネルギー」に 必ずつながるのですか。

答え:はい。

質問:他に省エネの方法はないのですか。

答え: あるかもしれませんが、現状では安価 で最大の効果が期待できるのがサマー

タイムです。

質問: ② 経済的デメリットはないのですか。

答え:あるかもしれませんが、日本の CO2削

減目標の達成を考えると、現在省エネ

効果が必要であり……。

質問: 4 そこで答えは結構です。OECDの サマータイム実施国の中で、日本が一 番夏の気温が高い国ですよね。

答え:一概にそうは言えないと思います。

(以下略)

❶ 「どう思いますか?|型の質問は相手の主張を長々 と述べさせることになりかねないので、「念押し 型 | や「YES or NO型」などが効果的である。

2 相手の、事実(fact)と意見(opinion)の違 いをはっきりさせること。

- 関連質問をなるべく多く取り入れ、「なぜ?」を 徹底的に問いつめ、なるべく多くの反駁材料を 揃えること。
- 4 質疑の時間に相手の答弁も含められているの で、答えを遮っても失礼にはならない。

3 否定側立論(5分)

肯定側の主張に対して、否定側が「なぜ、制度 を導入・廃止してはいけないか」の立論を作って みましょう。

- **①導入・廃止してはならない根拠や理由(デメリット)**
- ②代替策で起きるデメリット などを、やはり証拠を基に大体 2,000 ~ 2,200 字程度で書いてみましょう(注意点は肯定側立論 と同じ)。

4 肯定側質疑(3分)

否定側立論に対して、肯定側が質問をすることができます。否定側の質疑同様、次の第一反駁で利用できる有利な情報を引き出す質問を考えてみましょう。

5 論戦(反駁)(2回程度、各3分)

肯定側・否定側とも、1回目の主張が終わると 論戦(反駁)に入ります。

(1) 否定側第一反駁

はじめは否定側が、肯定側が示した主張(立論) が誤っていることを証明します。ただし、肯定側 やジャッジなどが納得できるように、反論には「資 料の裏付けしがあると効果的です。与えられた時 間は3分なので有効に使いましょう。

> 相手の立論の根拠(資料) 反論したり、相手と異なる根 拠(資料)を出して相手の根 拠を突き崩したり、「Aだとこ のようなことが起きてしまい、 Bは起きない | というように 論理のつながりを絶つ工夫 をしてほしい。

【例】 「サマータイムを導入すべきである」 否定側第一反駁

これから否定側第一反駁を始めます。

- ❶ 始めに肯定側の主張するメリットについて 反駁します。
- ② 肯定側はサマータイムによる原油 50 万 kl√ の省エネ効果を主張していますが、その数 字には疑問があります。
- ②中央環境審議会地球環境部会・産業構造 審議会環境部会合同会合資料より引用開 始。「サマータイムの省エネ直接効果として 93 万 kl の石油が削減できるとあるが、そ の半分を家庭用照明需要が占める。人口の 集中する都会における多くの生活者の時間 帯にはズレがあり、照明電力消費の削減に 直接結びつくことはない。」引用終了。この ようにその信用性は著しく低く、厳しく批判 されています。
- △資源エネルギー庁のホームページによる と、クールビズで [エアコン (2.2kW) の冷 **房設定温度を 27℃から 28℃にした場合、** 年間で電気 30.24kWh の省エネ、原油換 算 7.62L、CO2 削減量 14.8kg、約 820 円の節約」になります。このように多大な労 力をかけずとも省エネを進めることができ ます。

- 否定側は反論に全力をあげられる。また、相 ❶手のどこを反論しているか示すとジャッジが フローシートを取りやすい。
- ②「AだからB」という主張に対し、「Aだとこのよ うなことが起き、Bは起こらない」というように、 論理のつながりを絶つと効果的である。
- 相手の議論の根拠(資料)を反論すると効果的 である。

4 相手とは異なる根拠を提示して、相手の立証を 突き崩すと効果的である。

(2) 肯定側第一反駁

否定側により肯定側の立論に反論されたら、肯定側は、反論された点については再反論し、同時に否定側の立論が誤っていることを証明しなくてはなりません。 つまり、肯定側第一反駁は「否定側の反論に対する反駁」と「否定側立論への反論」を同時に行わなくてはならず、時間的に忙しくなります。しかし、相手の反論に対して再反論しないと、相手の主張を認めることになるので、できる限り反論することを心がけましょう。

(3) 否定側第二反駁

さて、1回目の論争が終わると、2回目の論戦に入ります。まずは1回目同様、否定側が資料などを使いながら再び反論を行います。ただし、論戦はこれで終わりなので、自チームの最終見解をまとめるとよいでしょう。

否定側は第一反駁と異なり、肯定側に 反論するだけでなく、第一反駁で肯定 側に反論された論点を守る必要があ る。その意味で、肯定側第一反駁同様、 大変忙しくなる。



(4) 肯定側第二反駁

最後は肯定側第二反駁です。否定側同様、反論 に加えて「自チームの最終見解」を発表するとい う点に注意しましょう。

これから肯定側第二反駁を始めます。

否定側は第一反駁で数字に対する疑問を示しま したが、

- 🕦 我々は涼しい朝方に注目 して、夕方の増エネによる デメリットと相殺される と主張しており、立論で示 したとおり省エネから増 エネ分を差し引いた効果 は原油換算で約93万
- ❶ 白分のチームの メリット(デメ リット) が相手に 比べていかに大 きいか(小さい か) をアピール するとよい。

klです。その点をご確認ください。また肯定 側はクールビズ等のその他の省エネ対策を否 定しているわけではありません。我々はCO2削 減目標の達成のためには、サマータイムの他に クールビズなどを併用することが重要だと考 えています。(以下略)

6 判定(ジャッジ)

ディベートは「討論ゲーム」なので、勝ち負けをつけることもできます。ジャッジは、肯定側否定側の主張や議論がどのように続いていたかなどを「フローシート」に記載して判断します。なお、勝負といっても、ルールに基づいて判定され、その根拠が明確になることによって感情的なしこりが残らないようになります。

他方、必ずしも勝ち負けを明らかにするのではなく、それぞれのチームにアドバイスを与え、振り返りにつなげることもできます。

7 振り返り

ディベートの準備をしてみて、どのように感じましたか? いままで「直感的に」「感覚的に」 考えていたことが、はっきりまとまったと思います。さらに、肯定・否定の両面から考えることによって、多面的に判断することができるようになったのではないでしょうか? そして、相手を 説得するときは「論理的」に、また「資料的裏付け」をもって行う必要性を理解してもらえたと思います。このような能力や態度は、政治や経済を考えるとき必ず必要になります。これからも、課題に直面したら、このような方法で考察を深めていってください。

感想	

手法の実践2

地域課題の見つけ方

Ⅲ この活動のねらい

自分が住んでいる(あるいは学校のある)身近な街のことを、皆さんはどれくらい知っていますか。グローバルな視点で世界のことを知ることと同様に、ローカルな視点で身近な社会のことを知ることも地域を作り、支えるためには重要です。身近な街の実情を調べて、街のことをより深く知

街の基礎情報										
<立地> 面積:	km²									
<人口>										
現在の人口:		人								
人口の将来予測:	年後に	人								
人口の世代分布:	14歳以下	人								
	15歳~64歳	人								
	65歳以上	人								
各年代の将来予測:	14歳以下	人								
	15歳~64歳	人								
	65歳以上	人								
転入者数:	人 転出者数	人								
合計特殊出生率		人								

りましょう。また、普段生活している領域の中で あるため、実感をもって知ることができます。

基礎情報をまとめる

まず、自治体のホームページや統計情報などを 参照し、人口や面積、財政状況などをまとめてみ ましょう。

 財政力指数:
 地方公共団体の財政力を示
 す指数。財政力指数が高い
 ほど、財源に余裕があると
 言える。
 実質公債費比率:
 地方公共団体の借入金(地
 方債) の返済額等の、収入に
 対する比率。自主的な財政
 の健全化を図るべき基準は、
 都道府県・市町村とも25%
 とされている。

<財政>	
財政力指数: () 全国平均:(
実質公債費比率: () 全国平均:(
ラスパイレス指数: () 全国平均:(
<その他> 気になる項目	
<u></u>	
L	

比較 それぞれの項目に関して周辺の自治体や

人口密度:あなたの街()周辺自治体(

高齢化率:あなたの街() 周辺自治体(

():あなたの街() 周辺自治体(

ラスパイレス指数:
国家公務員行政職の俸給月額を 100 とした場合の地方公務員一般行政職の給与水準。

」(項目名)

日本全国平均と比較しよう

-)全国平均(
-)全国平均(
-)全国平均(

2

着目点を整理する

街について調べる中で、あるいは日々の生活の中で、街について気になった項目を書き出してみましょう。「ここは心配だな」といった短所でもよいし、「街の良いところはこれだ」といった長所でもよいです。

なにげなく日々暮らしている街をいろいろな目線でしっかりと見てみると、様々なことに気付くはずです。

T

① 生活の中での着目点の洗い出し

日常を振り返って、街の着目点を考えてみましょう。困っていること、良いと思うことやその他気になることをまずは個人で書き出し、次にグループ内で共有し、話し合ってみましょう。

困っていること (個人)	良いと思うこと(個人)	気になること (個人)
困っていること	良いと思うこと	気になること
(グループ)	(グループ)	(グループ)

② 特定分野での着目点の絞り込み

グループごとに関心ある分野の街の特徴を整理 しましょう。

分野候補:教育・子育て・環境・交通・スポーツ・国際交流など

長所	短所	その他気になること

3 身近な街の政治の状況を知る

〇行政の基礎情報

行政側は自治体全体に関して、様々な情報発信 や計画の策定などを行っています。多様な観点で 行政情報を読み解いてみましょう。

行政発行広報誌

新たに知ったこと

着目点[

〕について知ったこと

① 行政発行広報誌 自治体によっては、定期的に広報誌(〇市だ より)のようなものを発行しているので、読ん でみましょう。

② 街の長期計画 自治体によっては、10年単位ぐらいの街の長 期計画を立てて公表しています。

街の長期計画

新たに知ったこと

着目点[

について知ったこと

○議会の基礎情報

議会発行情報誌や議事録を読み解き、今議会で 何が議論されているかを調べてみましょう。

① 議会発行情報誌

自治体では、議会での審議内容をまとめた広 報誌 (議会だより)を定期的に発行しているので 読んでみましょう。各議員の議案に対する賛否 を掲載している自治体もあります。

議会発行情報誌

新たに知ったこと

着目点[

について知ったこと

② 議会議事録

議会の本会議や各委員会での議論の内容を議 事録として公開しています。インターネット上 に公開している自治体も多く、直近の議会での 議論の内容を調べ、今の政治の論点を知ること ができます。特定のキーワード検索を行い、そ のキーワードに関する分野でどのような議論が 行われているかを知ることもできます。

議会議事録

関心のあるキーワード検索で分かったこと キーワード「

着目点「

一について知ったこと

4 まとめ

○あなたの着目点の政治の状況をどうとらえるのか?

自分の関心のある分野について行政・政治がど のような計画を立て、対応をしているかすでに調 べてきました。その状況は、理想的なものだった でしょうか? それとも、自分の考えと違ったも のだったでしょうか? 街の政治における着目点 の現状を考えてみましょう。

あなたの着日点【

着目点の現状への評価:現状はどのようなも のであっただろうか?

良い状況にある ・ どちらでもない ・ 良くない状況にある

その理由:

着目点の変化:街の状況はどんどん変わる。ま た政治が主導して変えていくこともある。着日 点は将来どのようになっているだろうか。行政 の計画や議会での議論を基に考えてみよう。

行政の計画によると着目点の将来は

のように変わっている予定である。

そしてその将来は自分の考えと (近いものである・ どちらでもない・ 遠いものである)

〇地域を作り支えるあなた

最後に地域を作り、支える者として、どのようなことを行えばいいのか、あるいはどのようなことを意識して暮らしていきたいかについて考えてみましょう。

現状を変えるのも維持するのも、そして未来を作っていくのも皆さん次第。 街の現状と今後について引き続き主体的に関わっていってほしい。



							_	_		_					_	_		_			_											
						Ċ	あ	Į,	ふ	た	- /)ľ	2		h	.t) (5	7	Ţ,	ŧ	1	5	Z		L						
•	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	•
					_							_																				
	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
٠	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	_	Ī	Ī	_	-	Ī	Ī	_	Ī	Ī	_	-	Ī	Ī	Ī	Ī	Ī	_	-	Ī	-	_	-	Ī	Ī	_	Ī	Ī	_	Ī	Ī	•
	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
٠	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
•		Ī	-	_	-	Ī	Ī	-	-	Ī	Ī	Ī	Ī	Ī	Ī	Ī	Ī	_	-	-	-	_	-	Ī	-	-	-	-	-	Ī	-	•
	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
•	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
•	_	-	-	_	-	Ī	Ī	-	-	Ī	-	-	Ī	Ī	_	Ī	Ī	_	-	_	-	_	-	-	-	_	-	-	-	-	-	•
	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
•	_	_	-	_	-	-	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-	-	-	_	_	_	_	_	_	_	-	•
	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_

実践編

第3章 模擬選挙

本章では、模擬選挙を取り上げます。模擬選挙は、政治的な課題について皆さんが調べ、自分なりの基準で判断して政党や候補者に模擬的な投票を行うものです。

模擬選挙(1)は、「架空の選挙」として、架空の候補者を立てて投票を行う方式です。次の模擬選挙(2)は、国政選挙など「実際の選挙」の実施時期に合わせて投票を行う方式です。選挙管理委員会の協力を得て、本物の投票箱を使うなど、実際の選挙と同じような流れで行うことで、選挙の仕組みに慣れることにもつながります。

なお、投票、開票は、模擬選挙(1)、模擬選挙(2)に共通した活動であり、その具体的なイメージは次のとおりです。

投票

投票用紙に政党名や候補者名などを書いて、二 つ折りにして、投票箱へ。

最初に投票する人は投票箱が空になっているか 見て、不正がないかチェックします。

実際の選挙で使われている投票用紙は、投票箱 の中で自動的に折り目が開くことで、開票時間が 短縮されます。

投票用紙が配られる





投票用紙に記入する





教室に置かれた 投票箱に投票する





開票

実際の選挙の当選人確定後に開票作業をしま しょう。(模擬選挙(2)の場合)

生徒と教員で開票 作業をする



模擬選挙(1)

未来の知事を選ぼう

Ⅲ この活動が目指すもの

これからの地域の将来を担う高校生の皆さんに 「地域の課題について自ら考え、判断する姿勢」 を身に付けてもらうため、大学生等を候補者、高 校生を有権者と見立てて「地域の課題」を選挙争 点とした模擬選挙を行います。他の生徒の意見も 参考に、地域の課題を真剣に考え、自分なりの基 準で候補者を選んでみましょう。

Ⅲ この活動の流れ

1 事前学習

- (ア) 地域の現状・課題をまとめよう (個人学習/グループ学習)。
- (イ) 自分の意見と候補者の政策を比較しよう。
- (ウ) 選挙に関する実践的な知識を学ぼう。



2 合同個人演説会/政見放送上映会

候補者の政策を演説から見極めよう。



3 投票・開票

教室に再現された投票所で実際に投票してみよう。



4 振り返り

候補者を選ぶ基準を考えよう。

事前学習

(ア)地域の現状・課題をまとめよう (個人学習/グループ学習)

新聞記事等から自分が考える地域の課題を3 つ書き出し、課題の現状や自分の意見を次ペー ジの「ワークシート①」に整理してみましょう。 次に、グループに分かれ、選んだ課題につい て「選んだ理由、課題の現状、自分の意見」を 発表し、他の生徒と意見交換をしてみましょう。

ワークシート ①

都道府県の課題を考える

【課題1】

新聞記事等から、あなたの考える 都道府県の課題をまとめましょう。

課題(1)	
課題の内容(どのような問題か、 選んだのかなど)	なぜその課題を

課題(2)課題の内容(どのような問題か、なぜその課題を選んだのかなど)

課題(3)	
課題の内容(どのような問題か、 選んだのかなど)	なぜその課題を

【課題2】

グループ内で、なぜその課題を選 んだのか、課題の現状、あなたの 考えを発表しましょう。他の生徒 の発表を聞いて、あなたの考えが 変化した場合は、ワークシートに 反映させましょう。

(イ) 自分の意見と候補者の政策を比較しよう

配布された候補者の選挙公報等を読んで、自 分の意見と候補者の政策を比較してみましょ う。「ワークシート②」を使って候補者を評価 してみましょう。

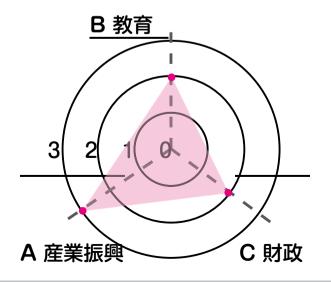
ワークシート ②

候補者の評価表を作ろう

【課題】

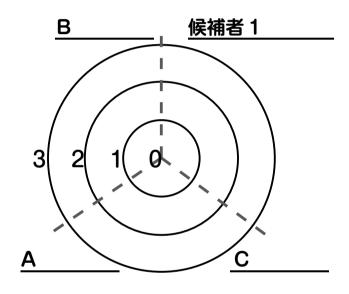
未来の知事選挙の選挙公報等を読み、以下の作業に取り組んでみましょう。

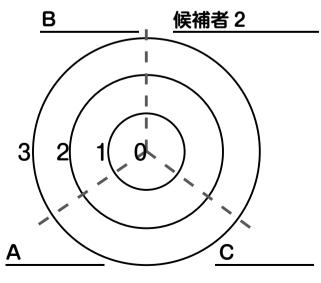
- ①あなたが選んだ「課題のキーワード」を「A~C欄」に記入しよう。
- ②それぞれのキーワードに対する各候補者の得点を図に 記入しよう。(例:●印)
 - ※「1~3」は得点を表す。図の中心から遠いほど 高得点。
- ③得点を候補者ごとに色別の線で結ぶ→三角形が完成。

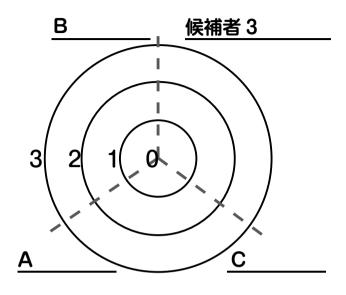


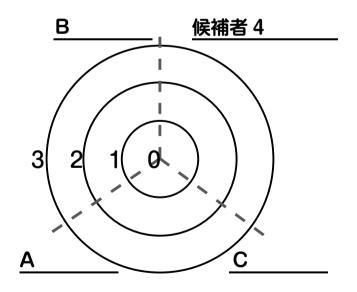
三角形の面積が大きいほど、あなたの問題 意識に近い候補者と言えます。しかし、そ れだけで候補者を選択してもいいのかな? 自分が選んだ課題のキーワードに優先順位 だってあるはずだし、どうしても譲れない キーワードもあるかもしれない。

「あなたにとって、そういうものってある?」 最終確認してみよう。









(ウ) 選挙に関する実践的な知識を学ぼう

((ア)~(イ)の時間の一部を充てる)

解説編のP.10-1~20-2を読んで、実際の選挙のスケジュール、投票方法、選挙運動の種類、候補者の政見を知る方法等を学びましょう。

2 合同個人演説会/政見放送上映会

候補者の演説を聴いて候補者の政策を見極め、「候補者の評価表(ワークシート②)」を最

演説会で候補者 の印象や評価が 変化するかも?



終確定させましょう。演説会では、選挙公報等の 文章では伝わらない候補者の「表情、声、雰囲気、 表現力等」を感じることができます。演説会には 次の2つの方法があります。

〇 合同個人演説会

各候補者がパワーポイントを用い、独自の政策について6分程度の"生演説"を行う。最後に、生徒と候補者との質疑応答を行う。

〇 政見放送上映会

各候補者の政見を事 前収録した政見放送を 上映する(内容は左の 合同個人演説会での演 説と同じ)。





3 投票、開票

投開票の進め方は、 P.16-1~20-2で 確認しよう

"実際の選挙さながらの雰囲気"で、投開票を 体験しよう。

4

振り返り

選挙結果の発表と併せて、候補者を選ぶ基準に ついて自分の考えをまとめてみよう。

 _	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
 _	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	

新聞記事等を参考に実際の選挙で有権者は、どのような判断基準で 投票しているのかを調べてみると、 新しい視点が見つかるかも!



チャレンジ

政策討論会をしよう

1 事前準備

- (ア) 教員が用意したアンケートに答えましょう。
- (イ) 教員が、テーマごとに4人の候補者を2組 指名するので、候補者に指名された生徒 は、教員から紹介された生徒の中から「政 策ブレーン」を3~4名指名しましょう。候 補者に指名された「政策ブレーン」は、準 備期間中、候補者と共に政策提案の準備 を行います。
- (ウ) 与えられた準備期間中に、候補者と「政策 ブレーン」で話し合って、「政策討論会」のための資料を作ってみましょう。テーマは 2 つ与えられます。例えば与えられた第 1 テーマが「地域産業の活性化」だとしたら、次のような政策提案を準備してみましょう。

【例】第1テーマ「地域産業の活性化」

● 第1提案

(1) プラン名: 専門家とコラボで

地域産業の活性化

----有権者にアピール できるプラン名を 考える。



(2) 期限: 2025年4月~2028年3月まで

の3年間

(3) 数値目標: 3年間で専門家との

コラボ事業による経

済効果10億円

(4) 予算: 1億円/年(空き家リノベーショ

ン費用、ICT環境整備等)

(5) 財源: 地域創生費及び産業経済費

(創業支援費)から捻出 <

政策討論会では、 この数値の根拠 を質問されるの で資料等を用意 しておく。

> 1億円が本当 に捻出できる のか、質問への 答えを準備し ておく。

①、②の手段 で、どうして数 値目標が達成で きるのか、具体 的な手順などを 説明できるよう にしておく。

1つのテーマに 提案 は二つ で きる。

(6) 手段: ①空き家をリノベーション し、様々な専門的知識や技能 を持つ人々の仕事場兼生活

拠点を提供

②家賃や光熱費、ネット環境 等にかかる費用は、地域企業 とのコラボ事業や地域課題 の解決、地域人材の育成等 への貢献に応じて減額

第2提案 🗲

(1) プラン名: 中小企業と教育機関に よる社会連携事業

(2) 期限: 2025年4月~2030年3月

までの5年間

(3)数値目標: 5年間で地元の <

中小企業へ就職

した生徒、学生100名

:5年間で地元の中小企業

の課題解決20件

(以下省略)

第一提案と同じ く、この提案がな ぜ地域産業を活 性化させるのか 説明できるよう に準備しておく。

第()	テーマ「
	J
● 第1提案	
(1)プランキ	名:
(2)期 降	限:
(3)数値目標	票:
(4) 予 第	算:
(5)財	原:
(6) 手	元 · 文 ·

● 第	2 提案	!		
(1)	プラン	/名:		
(2)	期	限:		
(3)	数値目]標:		
(4)	予	算:		
(5)	財	源:		
(6)	手	段:		
-				
-				

「地域課題の見つけ方」 は、P.46-1~51-2参照

(エ)政策提案を基に、下の例のような政策討論 会当日に配布するA4用紙1枚の資料を 作ってみましょう。

【例】〇〇県知事選挙に立候補した〇〇です!

■ 本県の現状

本県の現状は、少子高齢化による人口減少と地域産業の衰退が進行しており、早急に対策を講じる必要があると考えています。

■ 本県の目指す将来像

本県の現状を踏まえて、私はこれからの社会を 子供からお年寄りまで全ての世代の人たちが 暮らしやすく、地方であっても活力あふれる元 気な社会にしていきたいと考えています。

■ 重点政策

本県の現状と目指す将来像を踏まえ、推進すべき重点政策として、地域産業の活性化と少子高齢化対策、地域医療体制の充実を挙げたいと思います。

私は、その中で特に、次の二つの政策を実現していきます。

(1) 地域産業の活性化

- ① 様々な専門知識や技能を有する方とのコラボ事業により、地域産業が抱える課題を解決するとともに、3年間で10億円の経済効果をもたらします。
- ② 具体的には、・・・・

空白ページ

2 政策討論会の開催

(ア) 政策討論会は、4名の候補者が有権者(他の生徒たち)を前にして、各自の政策の優位性を主張するものです。

(イ) 政策討論会では、候補者及び政策ブレーン以外の生徒で、政策討論会実行委員会を組織し、司会などの役割分担、開催形態などを検討し、当日の運営を行います。政策討論会実行委員の生徒は、討論会の形態や質問事項などを事前に十分検討し、各候補者の政策が明らかとなるように工夫する必要があります。

[例]司会:では、これから政策討論会を行います。ま

ず、第1テーマの「地域産業の活性化」について、各候補者の政策をお聞きしましょう。では、まず〇〇さん、提案をお願いします。

00:

司会:では次に、△△さん、お願いします。

(中略)

司会:次に政策討論会実行委員会のメンバーから各候補への質問があります。○○さん△

△さんは、同じような手段を提案していますが、財源が大きく異なりますね。その点

はいかがお考えですか?

○○: △△候補の財源については、……という 点で少し疑問があります。

し幾何かめります。 (中略)

司会:ここで有権者からの質問を聞いてみま

しょう。質問がある方は手を挙げてくだ さい。 (以下略)

3 振り返り

- (ア) 政策討論会終了後、政策討論会実行委員会の生徒及び有権者役の生徒は、候補者の提案した政策を比較して「知事としてふさわしい」人物名を投票します。また同時に、各候補者に政策提案の「良かった点」「よく分からなかったり疑問に思ったりした点」「ここを改善するともっと良くなった」というアドバイスを用紙に記入して提出します。
- (イ) 教員からの講評の後、開票作業に入り当選者が決まります。各候補者は、他の生徒からもらった「アドバイス」を踏まえ、政策討論会実行委員会及び有権者役の生徒も交え、政策の練り直しを行います。
- (ウ) この活動で考えたことを基に「本県の課題 と今後の政策」というテーマで、レポート を作成します。

模擬選挙(2)

実際の選挙に合わせて 模擬選挙をやってみよう

║ この活動が目指すもの

実際の選挙の時期に、実際の選挙を対象として、本物そっくりの投票用紙を使って投票してみようというのが、模擬選挙(2)です。満 18 歳に達すれば皆さんも有権者になります。「なんとなく」投票するのでは、「なんとなく」投票に行かない人を生みだしてしまいます。だから、「考えて投票する」という当たり前のことが当たり前にできるようにする必要があります。

情報を得て、争点を整理・分析し、自分で考え 私たちの代表者を選ぶという活動を通して、民 主、政治を身近なものとして感じてみましょう。 この取組では、学校では関連する資料が入手しや すく、総合的な判断が必要とされる国政選挙、特 に政党の主張で判断する比例代表選挙を取り上 げています。

Ⅲ この活動の流れ

1 事前学習

- (ア) 選挙の意義を考えよう。
- (イ) 投票の基準をグループで考えよう。
- (ウ) ニュースを見たり、選挙公報を読んだ りしてみよう。



2 投票

教室に再現された投票所で実際 に投票してみよう。





3 開票

実際の選挙の当選人確定後、開票しよう。



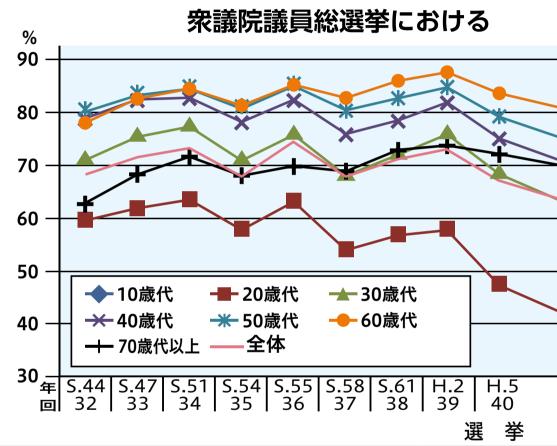
4 振り返り

模擬選挙後の結果を分析しよう。

事前学習

(ア) 選挙の意義を考えよう

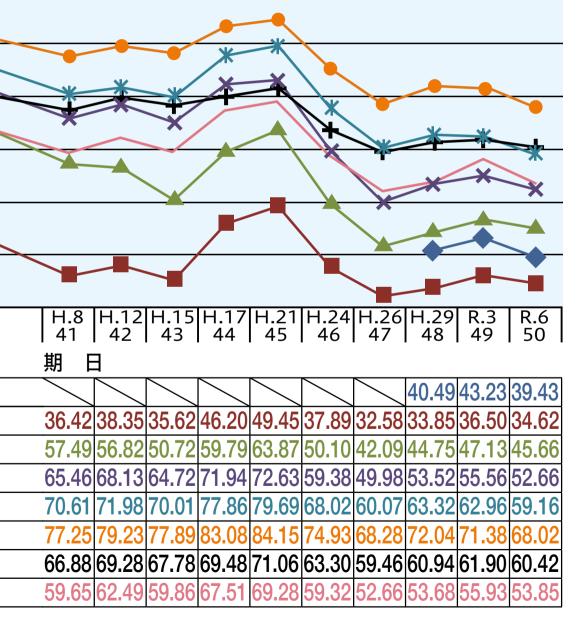
選挙について、皆さんはどのように考えますか。 ワークシートに取り組んでみましょう。



									<u> </u>
10歳代									
20歳代									
30歳代									
40歳代									
50歳代									
60歳代									
70歳代以上									
全体	68.51	71.76	73.45	68.01	74.57	67.94	71.40	73.31	67.26

(P.27-2、27-3 から再掲)

年代別投票率(抽出)の推移



ワークシート ① 模擬選挙の前に

- ●模擬選挙を行う意味を考えながら取り組ん でみよう
 - **Q1** 前ページのグラフから分かることは?

	Ī			Ī	Ī	Ī			Ī	Ī		Ī	Ī	Ī	Ī	Ī		Ī						_							•	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-
_																						_	_								_	

-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	



 -	 	_	 _	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

Q2	若者が投票に行かないのはなぜ? また、投票に行かない若者が増え続け るとどうなる?	えたいこと
		診論の手法
		注
		,
		7
		7
		į

● 実際の選挙をイメージしてみよう



投票所に行って渡された投票用紙には 何を書く?

(1) 衆議院議員総選挙では?

小選挙区:()
比例代表:()

(2) 参議院議員通常選挙では?

選挙区:()
比例代表:()

★ 次の言葉から選ぼう

[候補者名 政党名 候補者名か政党名]

分からない場合は P.18-1~19-3を 見てみよう。

		G	24			何	Ją	を	麦	Ļž	隼	Ę	_ŧ	殳	雱	Ę-	đ	Z	5	ح	٦	<u>ا</u>	し し し	7	<u> </u>							
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	_	_																							_	_				_	_	
	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
	_	-	-	-	-	_	-	_	-	_	_	-	-	-	-	_	-	-	-	-	_	-	_	-	_	-	-	_	-	_	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(イ) 投票の基準をグループで考えよう

〇 選挙の仕組みについて確認しよう

解説編の P.10-1~20-2 を読んで、実際の選挙のスケジュール、投票方法、選挙運動の種類、候補者の政見を知る方法等を確認しよう。

○ 投票の基準をグループで話し合ってみよう

投票する基準は総合的に決めていくものですが、どのような点を重視するかを、Q4で 考えたことを基にグループで自由に意見を出 し合ってみよう。

グループで話し合った結果

政策の他にも、政策実行力や期待度、専門 性など候補者の属性や、地域性など、投票の 基準はいろいろある。

(ウ)ニュースを見たり、選挙公報を読んだりし てみよう

公示日のテレビニュースや新聞の夕刊を見 ると、各政党の党首が一番訴えたいことが分 かる。また、選挙公報をじっくり読んでみると、 意外な発見があるかもしれない。ワークシー トで各政党の主張を自分で整理してみよう。

> インターネットの政 党や候補者のサイト で下調べをするのも いいかもね。

事前に各政党の 公約集も見てみ ようかな。





ワークシート ② 政党や政策を比べてみよう

● 政党比較表を完成させよう

ワーク1: 二重線で囲まれたところを埋めよう。

ワーク2:自分が関心のある政策を以下から2つ選び、それぞれの政党の主張を記入しよう。

| 政策 | 法律 / 経済 / 財政 / 社会 保障 / 安全保障・外交 / 資源・エネルギー / 教育文化・スポーツ / 農水 食 自分の意見と同じあるいは近い考え方なら、赤でラインマークしよう。

調べられる人は他の政策につい ても調べてみよう。

ワーク3:各政党が力を入れている政策を 簡潔に記入しよう。 私は就職が気に なるから、景気 や経済政策に注 目してみよう。

僕は、エネルギー政策の 今後に興味があるなあ。



なかなか赤で印を つけたところが 重ならないなぁ。

ひとつだけ政党を 選ぶって、大変だね。



政党名			
党首名			
候補者数			
関心の ある 政策① [
関心の ある 政策② [
力を入れ ている 政策			

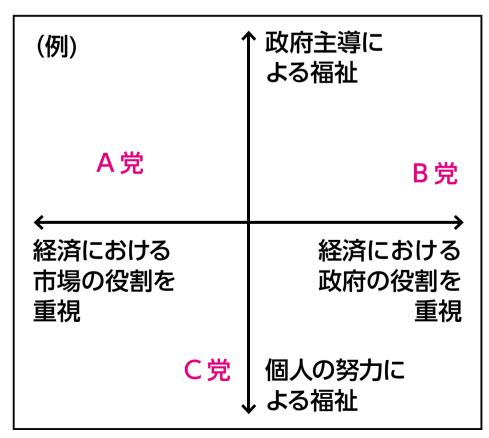
		政党名
		党首名
		候補者数
		関心の ある 政策①
		関心の ある 政策②
		力を入れ ている 政策

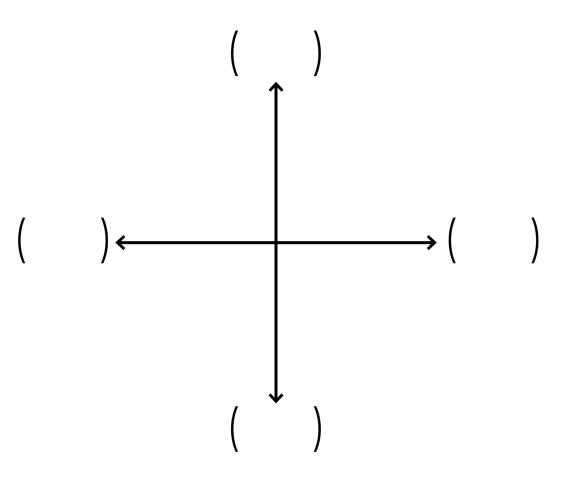
● 政策比較のための座標軸を作ってみよう

ワーク1:縦軸と横軸にとるものを決めよう。 自分が注目する2つの政策につい て、それぞれ2つの対立する考え方 を取り上げて指標にしてみる。

> 例) 縦軸に 福祉政策(関心のある政策①) 横軸に 経済政策(関心のある政策②)

ワーク2:各政党を座標の中に位置付けよう。自分の考え方に近い政党を確認する。





できあがった座標軸を見て考えたことを書いてみよう。

2 投票

投票用紙に政党名を書いて、二つ折りにして、 投票箱へ。

3 開票

実際の選挙の当選人確定後に開票作業をしま しょう。

(※公職選挙法上、人気投票に当たり、当選人 確定後まで公表はできません。)

4 振り返り

模擬選挙の結果を分析してみよう。

〇 グループで自由に話し合ってみよう。

- ・模擬選挙をやってみての感想
- ・実際の選挙結果との違いがあったかどうか
- ・アンケート集計を見ての感想

○ 各自でまとめてみよう。

- ・自分が実際に投票するに当たって(有権者と して)こうしたらいいと思うこと
- ・投票率を上げるためにこうしたらいいと思う こと

ワークシート ③ 模擬選挙を振り返ろう

1. 実際の選挙結果との比較

模擬選挙(比例代表のみ)

()月()日実施 投票率()	%
-------------------	---

	政党名	得票数	得票率%
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
	白票・無効票		
	合計		

実際の選挙結果

()月()日実施	投票率() %
---	-----	------	------	-----

	政党名	得票率%	議席数
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
	白票・無効票		
	合計		

2. なぜ結果に差が出たか(出なかったか)
3. 結果を受けての自分の感想

4. 結果を受けてのグループの感想
5. 有権者になるに当たって考えたこと

実践編

第4章 模擬請願

模擬請願

議会に提出する請願書をまとめよう

Ⅲ この活動が目指すもの

地域の課題を解決するために議会や行政で議論が行われます。選挙に行って議員を選んだり、自分が議員となったりするほかにも、「請願」という手段によって直接議会で検討してもらうことができます。

請願の準備って大変だけど、住民の 声を市民が直接届 けることは大切な んだね。 地域の願いを集める 集会も必要かな。





Ⅲこの活動の流れ

1 模擬請願の作成

- 地域の願いを集めよう。
- (イ) 優先順位を考えよう。
- (ウ) 請願書をまとめよう。



必要に応じ実施





2 議会事務局の訪問

模擬請願について意見 を聞こう。実際に請願 を議論している委員会 を傍聴しよう。

3 振り返り

今後の活動な どと併せて感 想を書こう。



地域の願いは、選挙で決める間 接民主主義もあるけど、直接条 例を求めたり、請願(お願い) を各議会に届けたりして審議し てもらうことも、住民としての 大切な行動なのですね。

請願に関する Q&A

Q どうやって、どこに出すの?

議会事務局は、議会の閉会中も毎日活動をしています。議会事務局は、大体市区町村役場や都道府県庁の中か、その近くにあります。請願の出し方を教えてくれますし、高校生でも提案は可能な議会もあります。また、議会ホームページで、請願書の書き方を見付けることもできます。



○ どうやって、審議するの?

議員に紹介してもらい請願内容を提出しま す。その際、紹介議員が多いと、採択される 可能性が高まります。

次に議会内の専門委員会にかけて、賛成反 対を審議します。審議に当たっては、関係す る部署に状況を説明してもらったり、事前に 請願に関わる内容を調べてもらい資料を提出 してもらったりすることがあります。

採択された請願は、市長等執行機関に送付さ れ、その処理状況や結果が議会に報告された りします。

今回の活動によって作成した模擬請願は教 育活動の結果であり、個 人等が主体となる請願と は異なることから、正式 に議会に提出することは 想定していません。



模擬請願の作成

(ア) 地域の願いを集めよう

自分の保護者や知り合いの大人にインタビュ-をして、地域の願いを集めてみましょう。こうし て集めた地域の願いや白分の願いを、(ア)教育、 (イ) 福祉、(ウ) ごみ・環境、(エ) 交通、(オ) 街 づくり」としてまとめ、グループで共有してみま しょう。

○ 教育、福祉などの願いを付箋紙等に書き出し て、分類してみましょう。

循環バスの 本数を 増やして ほしい

保育所の 待機児童を ゼロにして ほしい



(イ) 優先順位を考えよう

願いの共通性を考え、公益(みんなの願い)で あるか相談してみましょう。地方財政には限りが あるので、出された項目ごとに優先順位を考え、 順位付けをしてみましょう。

	インタビューなどにより分かった 街が抱える課題
教育	1.
	2.
福祉	1.
	2.
ごみ・	1.
環境	2.
交通	1.
	2.
街づくり	1.
	2.

(ウ) 請願書をまとめよう

一番大切だと思う願いを一つ選んで、請願書に まとめてみましょう。また政策の優先順位や必要 なことも考えてみましょう。

表 紙

○○○○に関する請願(陳情)

紹介議員 自署 (陳情の場合は不要)

(書式例は、インターネット等を活用して、住ん でいる街の議会事務局から見付けましょう。)

(例) 請願(陳情)書の書式例(茅ヶ崎市ホームページより)

本 文

○○○に関する請願(陳情)

- (陳情) の要旨 請願
- 2 請願(陳情)の理由

年 月 Ħ

(あて先) 茅ヶ崎市議会議長

(陳情) 請願 者

住所

氏名 印

(法人の場合にはその名称及び代表者氏名)

()に関する請願
 請願趣旨 	
 請願理由	
 請願項目	



こんな 点に気を 付けよう

- 議員に理解してもらえるよう に、具体的に書きましょう。
- ・自分の願いだけではなく、グ ループの願いや住民の願いに なっているかを確認しましょ う。
- ・自治体のホームページで、自 分たちの願いがすでに検討、 実施されていないか調べてお きましょう。

2

議会事務局の訪問

模擬請願を議会事務局等を通じて、地元の議員 さんに見てもらいましょう。そして、自分たちの 提案について、改善点や実現への方法を聞いてみ ましょう。

また、請願が議論されている委員会の審議の日を教えてもらって、実際に傍聴することも良い請願を作ることに有益です。可能であれば審議の日を聞いてみましょう。

訪問後には、対応してくれた議会事務局の方々などにお礼の手紙を書きましょう。



3 振り返り

活動の感想を書いてみましょう。その際、模 擬請願をまとめた内容について、今後どのよう に取り組んでいけるかなどの見通しを書いてみ ましょう。

ı	Υ	16	16	Υ	ıc)																										
-	_	-	-	_	-	-	_	-	-	_	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	_	-	-	_	-	-	-	_	-	_	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-
-	-	-	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_	-	_	_	_	_	_	
-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	

実際の投票用紙



小選挙区投票用紙 (原寸大)

を見てみよう



比例代表投票用紙 (原寸大)

実践編

第5章 模擬議会

模擬議会

課題解決を目指して議論しよう

Ⅲ この活動が目指すもの

日本は国民の選挙で選ばれた代表者が議会で政治を行う間接民主主義を採用しています。皆さんが選挙で選んだ代表者は議会でどのような活動をしているのでしょうか。模擬議会を通して、議会における法案成立までの審議過程を体験してみましょう。

- ・議会における法案の審議過程を体験すること を通じて、議会制民主主義と政治参加に対す る関心を高める。
- ・自分の意見には根拠が伴うことを理解するとともに、異なる立場の意見がどのような根拠に基づいて主張されているかを考察する。
- ・現実の社会においては様々な立場やいろいろ な考えがあることについて理解し、それらの 争点を知った上で現実社会の諸課題について 公正に判断する。

□ この活動の流れ

1 争点の整理

それぞれの議案について、賛成・反対の理由 を挙げて争点を整理しよう。



2 討論の準備

政党分け、委員会分けを行い、「討論」や「趣 旨説明」、「質疑応答」の内容を考えよう。



3 委員会の開催

趣旨説明を行い、質疑応答、討論を経て、多 数決によって委員会としての結論を出そう。



4 本会議の開催

議員全員が集まり、議案の採決を行う本会議 を開き、採決を行おう。



振り返り

採決の結果をまとめ、自分とは異なる意見を 整理しながら振り返りを行おう。

1 争点の整理

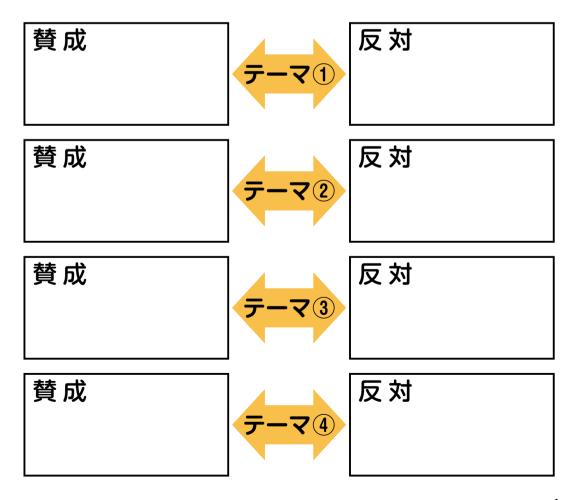
〇 議案の発表

模擬議会では「身の回り・ローカル・ナショナル・グローバル」の各領域における実際のテーマを扱います。4つの議案のうちどれか1つを担当し、与党は賛成の立場から、野党は反対の立場から審議します。まずは、教員が発表する法案を書き込みましょう。

身の回り	法案
② ローカル	法案
③ ナショナル	法案
④ グローバル	法案

〇 争点を知る

社会には多様な価値観をもつ人間が暮らしている ため、往々にして意見の対立が起こります。この 対立を調整していく作業が「政治」ですが、その ためにはまず"争点を知る"ことが大切です。全 ての議案について、本やインターネットで調べた 上で賛成・反対の理由を挙げ、争点を整理しましょ う。整理した内容が、委員会や本会議の質疑・討 論の基になります。



2 討論の準備

〇 政党分け

政党とは…政治上同じ主義主張をもつ者が集まり、政権獲得と政策実現を目指す集団

)=議会の多数派で政権を担

当している政党

)=政権の外にあり、与党と 対立する政党

※模擬議会では、与党は議案に対して「**賛成**」の立場をとり、野党は議案に対して「**反対**」の立場をとることとします。

私は、

党

〇 委員会分け

4つの議案を担当する委員会に付託します。

【テーマ ① 】 ⇒ ≪身の回り問題対策委員会 ≫

【テーマ ② 】⇒ ≪ローカル問題対策委員会 ≫

【テーマ ③ 】 ⇒ ≪ナショナル問題対策委員会 ≫

【テーマ ⑷ 】 ⇒ ≪グローバル問題対策委員会 ≫

私は、

委員会

〇 採決シナリオの原案を作ろう

「討論」づくり~

(討論とは… 反対・賛成の立場を明確にして、 根拠を挙げながら、意見を述べること)

法案につきまして、(与党 ・ 野党

を代表して、(賛成 反対

立場から討論を行います。

以下、(替成 反対)の理由を

三点申し上げます。

① まずは個人で「根拠」を整理しましょう。

担当する討論の根拠を整理しよう



② 委員会内で「根拠」を共有しましょう。

キーワードをメモしよう



③ 委員会内で「根拠」を【3つ】まとめましょう。

◆第一に、

______からであります。 -----

◆第二に、

からであります。

◆第三に、

からであります。

〇 根拠の「事実/具体例/引用」を探そう

討論の理由をより説得力あるものにするために は、「事実や具体例や引用」が必要です。以下の文 例で「例えば~」に当たる部分を調べてみましょう。

私は〇〇だ 主張 + 根拠 (理由付け なぜならば~ 例えば~ 事実 / 具体例 / 引用) 再主張 このように〇〇だ

■第一の根拠の「事実・具体例・引用」 資料の出典■第二の根拠の「事実・具体例・引用」 資料の出典■第三の根拠の「事実・具体例・引用」 資料の出典			
	■第一の根拠の「	事実・具体例・引用」	資料の出典
■第三の根拠の「事実・具体例・引用」 資料の出典	■第二の根拠の「	事実・具体例・引用」	資料の出典
	■第三の根拠の「	事実・具体例・引用」	資料の出典

(参考例)受動喫煙防止条例【与党】

第一に、たばこから出る副流煙は健康へ悪影響を与えるから であります。例えば、たばこ規制枠組み条約には「たばこの 煙に晒されることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが 科学的証拠により明白に証明されている」とあります。

〇 議案の趣旨説明を考えよう

議案の趣旨に合わせて、各議案がどのようなもの か説明できるようまとめてみましょう。

```
【
法案について、その趣旨を説明いたします。
→本法案は、
(
ものであります。
```

〇「質疑応答」を作ろう

(質疑とは…法律案の提案者側に対して、法律 案の疑問点について質問すること)

委員会では、野党側が与党側に対して質疑を行います。野党側が「質疑」を考え、それに対して 与党側は「応答」を考えてみましょう。

①野党側「質疑」 (授業中に考えて 与党側に提出)

この点について、お答えください。

②与党側「応答」

お答えします。

〇 役割を決めよう

与党:委員会採決【委員長‧趣旨説明者‧応答者‧

賛成討論者】

本会議採決【議長・賛成討論者】

野党:委員会採決 【質疑者・反対討論者】

本会議採決【反対討論者】

委員会の開催 3

「委員会」の流れ】

① 趣旨説明(与党から)



② 質疑応答(野党→与党)



③ 討論 ①反対②賛成



4 委員会採決

- ① **趣旨説明**…法律案の提案者側が、提案内容を 委員に説明すること。
- ② **質疑応答**…法律案の提案者側に対して法律 案の疑問点について質問するこ と。
- ③ 討論……反対賛成の立場を明確にして、その理由を挙げながら、意見を述べること。
- ④ **委員会採決……**多数決により、委員会とし ての結論を出すこと。
- ※今回の模擬議会は、与党側が法案を提出した形で、 趣旨説明・質疑を行う。
- ※議案の可決には、出席議員の過半数が必要。

委員会シナリオ

O -	→ <u>F</u>	テ覚・	野党共同	に事前	記入

★ → 与党が事前記入

☆ → 野党が事前記入

※ → 採決後、与党・野党共に記入

◎【委員長】

ただいまから______委員会を 開会いたします。

法案を

議題といたします。

与党______君から説明を聴取 いたします。与党 君。

◎【与党 君】

法案に

ついて、その趣旨を説明いたします。 (説明) ______

以上であります。何とぞ御賛同を賜ります

ようお願い申し上げます。 与党拍手

1 趣旨説明

◎【委員長】

以上で、説明の聴取は終わりました。 これより質疑を行います。

拳:	手」 野党	君。
	☆【 野党	-,
質 疑		
	この点について、お答えください。	

◎【委員長】

拳手	与党_	

! ! !	★【与党	君】
	お答えいたします。	
<u></u>	(応答)	
い Š		
!		

* -	┐ ш ҙ ӿѵ	—	② 哲
拳手	」 野党	_君 〉	疑疑
	: ☆【 野党		質疑応答
質疑		_	
		_	
	この点について、お答えください。	o '	
	長員長 】		
拳手		君	
,			
応	★【与党		
応答	★【与党		
	★【与党		

◎【委員長】

以上で、質疑は終わりました。 これより討論に入ります。 順次発言を許します。

拳:	野党	
	····································	
	野党の	です。
	ただいま議題とな	いました
		法案につきまして、
	野党を代表して、	反対の立場から討論を
	行います。	
反対	以下、反対の根拠	」を三点申し上げます。
	第一に、	
「討論」		からであります。
	第二に、	
!		からであります。
	第三に、	
į		からであります。

以上をもって、私の反対討論とします。

野党拍手

86-1 | 実践編

3

討論

	【 委員長 】 手 与党 君
<u></u>	
	★【与党
	与党のです。
	ただいま議題となりました
	与党を代表して、賛成の立場から討論
İ	を行います。
賛成	以下、賛成の根拠を三点申し上げます。
	第一に、
討論	からであります。
	第二に、
	からであります。
	第三に、
	からであります。
; ! !	以上をもって、私の賛成討論とします。
	与党拍手
ı	i

※【委員長】

これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。

* * * * * * * * * * * * * * * * * *

考える時間をとる

(1~2分程度:教員が指示)

法案に

賛成の方の挙手を願います。

(全会一致 or 賛成多数 or 反対多数) と認めます。

よって、本案は

(全会一致 or 賛成多数 or 反対多数)を もって原案どおり、

(可決 or 否決) すべきものと決定いたしました。一同拍手

なお、審査報告書の作成につきましては、 これを委員長に御一任願いたいと存じます が、御異議ございませんか。「「異議なし」

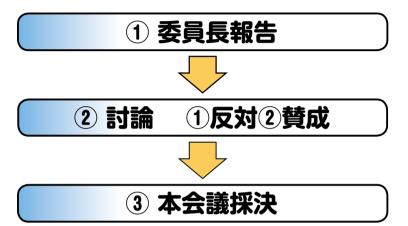
御異議ないと認め、さよう決定いたします。 本日はこれにて散会いたします。 4 委員会採決

賛成討論の要点	反対討論の要点
---------	---------

memo(委員会中に感じたことなど)													

4 本会議の開催

【「本会議」の流れ】



- ① **委員長報告**…委員長が法律案の内容、委員会 での質疑や討論、採決結果を議 員全員に報告すること。
- ② **討論 ………**反対賛成の立場を明確にして、 その理由を挙げながら、意見を 述べること。(委員会質疑と異 なる内容となっても良い)
- ③ 本会議採決……多数決により、議会としての最終的な結論を出すこと。
- ※今回の模擬議会は、与党側が法案を提出した形で、 趣旨説明・質疑を行う。
- ※可決には、出席議員の「過半数」が必要。

本会議シナリオ

◎ → 与党・野党共に事前記入

★ → 与党が事前記入

☆ → 野党が事前記入

◎【教員】

出席議員名です。

◎【議長】

これより〇〇高校議会を開きます。

♪ | 日程第 (一・二・三)、

法案を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。

委員長 君。

◎【委員長】

ただいま議題となりました法律案につきまして、

委員会における

審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容は、(説明)

するものであります。

委員会におきましては、(質疑)

について

質疑が行われましたが、詳細は会議録によって

御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、

野党より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は

(多数をもって or 全会一致をもって)

原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。|拍手|

1 委員長報告

	議 長 】 ざいま委員長報告がありました <u></u> 法案に
対し	ノ、討論の通告がございます。
	欠発言を許します。
拳	手 野党
·-·	
į	☆【野党
į	野党のです。
į	
į	ただいま議題となりまし
į	法案につきまして、
	野党を代表して、反対の立場から討論を
	行います。
反対	以下、反対の根拠を三点申し上げます。
	第一に、
討論	からであります。
<u></u>	第二に、
	からであります。
i i i	第三に、
	からであります。
	以上をもって、私の反対討論とします。

拍手

○挙	【議長】 手 与党君 拍	② 計 論	
	★【与党		
!	与党のです。		
	ただいま議題となりました		
	法案につきまして、		
; ; ;	与党を代表して、賛成の立場から討論		
!	を行います。		
賛成	以下、賛成の根拠を三点申し上げます。		
	第一に、		
討論	からであります。		
	第二に、		
	からであります。		
	第三に、		
	からであります。		
	以上をもって、私の賛成討論とします。		
	拍手		

※【議長】

これにて討論は終局いたしました。

これより_____

の採決に入ります。

* * * * * * * * * * * * * * * * * * *

考える時間をとる

(1~2分程度:教員が指示)

本案は、起立により採決いたします。 本案の賛否につきまして、賛成の諸君の 起立を求めます。 **賛成者起立**

御着席願います。 着席 結果を報告いたします。

投票総数

賛成 _____ 、 反対

よって本案は(全会一致 or 賛成多数 or 反対多数)をもって、

(可決 or 否決) されました。 拍手

~ ♪ に戻る~

<3つの議案の採決終了後>

【議長】

本日はこれにて散会いたします。

③ 本会議採決

法案

memo	(本会議中に感じたことなど)

5 振り返り

あなたは本会議採決において、それぞれの議案に 関して、賛成・反対どちらの立場をとったでしょ うか? また、クラスの本会議採決の結果を書い ておきましょう。

1)() 法案	本会議の採決結果
«	賛成	•	反対	>>	賛成• 反対
2() 法案	本会議の採決結果
«	賛成	•	反対	>>	賛成• 反対
3() 法案	本会議の採決結果
«	賛成	•	反対	>>	賛成• 反対
4() 法案	本会議の採決結果
«	賛成	•	反対	>>	賛成• 反対

模擬議会で扱ってきたような公共的課題には、答えが一つに定まらないものが多くあります。こうした課題の解決に取り組む際は、自分とは異なる立場の意見、時には対立する立場の意見があるということを理解しなければなりません。そして、議論を交わす中で、お互いの妥協点を

見付けていくことが欠かせません。模擬議会の 中で、自分と異なる立場の意見を聞いて、自分 も納得できる点はあったでしょうか。個人で振 り返りをしてみましょう。

6	有	Ēj	יל	[_ 、	•																											
•	_	-	-		-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
•	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
•	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
•	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
•	_	-	-	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
•	_	-	-	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
•	_	-	-	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
•	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-	-	
•	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	
•	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
•	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		
									•	ع	l'	٦ -	5	ع	<u>ت</u>	_ ;	3	וכ	- 厚	月	U	7		よ	納	욁]	で	き	- 7	3	0	
_		_				_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	

参考編

第1章 投票と選挙運動等についての Q&A

【投票】

- ②1 投票は満 18 歳からできると聞きました。い つまでに誕生日を迎えていれば、投票はでき るのですか。
- A 選挙権を有し、選挙人名簿に登録されていれば、投票することができます。

国政選挙の場合、選挙権は、日本国民である年齢満18歳以上の者に与えられます。地方選挙の場合、住んでいる地方公共団体(都道府県、市区町村)の議会の議員、長(都道府県知事、市区町村長)の選挙権は、日本国民である年齢満18歳以上の者で、市区町村の区域内に3か月以上継続して住んでいれば、与えられます。

満 18 歳以上かどうかの算定は、投票日時点において行うこととされています。年齢については、生まれた年の翌年の誕生日の前日に満 1 歳になるとされていますから、投票日の翌日が満 18 歳の誕生日である人まで選挙権を有することになります。

ただし、選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿に登録されるためには、年齢満 18 歳以上の日本国民で、その市区町村において住民票が作成された日又は転入届を行った日から引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されていることが必要となります。

選挙人名簿の登録は、毎年3月、6月、9月、12月に行われる定時登録と、選挙の都度行われる選挙時登録があります。選挙時登録は、一般的には選挙の公示日又は告示日の前日に行われます。

なお、引っ越しをして住所が変わる場合、 引っ越し先の市区町村の選挙人名簿に登録されるためには、住民票を移す必要があります。 (住民票は、行政サービスなどにもつながる大切な情報です。)。進学や就職などに伴い、実家を離れる場合は、実家のある市区町村へ転出届を行い、引っ越し後は引っ越し先の市区町村へ転入届を行って、速やかに住民票を移すようにしましょう。

- **Q2** どの候補に投票するか、友達や親と相談して もいいのですか。
- A どの候補に投票するかを誰かに相談すること自体、特に禁止されているわけではありません。

なお、投票は、自らの自由な意思により行うものです。最終的には、自分でよく考え、自らの判断で投票する候補者を決めて投票するとが重要です。

- Q3 投票日の日曜日は部活動の試合があるため、 投票には行けません。どうすればいいですか。
- A 投票日当日の投票は原則として、7時から20時まで可能ですが、理由があって、投票日に投票に行くことができない場合は、期日前投票という制度があります。期日前投票は、公示日又は告示日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において原則、8時30分から20時までの間、投票することが可能です。

なお、期日前投票所に行った際にその時点では満 18歳に達していない場合は、期日前投票ではなく、不在者投票をすることになります。この不在者投票では、投票した人が満 18歳になり、選挙権を有することになった投票日に正式に受理されて、一票として活きることになります。投票の仕方については、市区町村の選挙管理委員会に確認してみましょう。

- Q4 私はけがをして入院しており、体を動かすことができません。投票はしたいと思いますが、
- A 投票は、投票日に自ら投票所に行って投票するのが原則ですが、投票日当日、病気やけがで入院していて投票所に行くことができない選挙人が投票できるようにするため、公職選挙法には、指定病院等における不在者投票制度があります。入院している病院が不在者投票のできる施設として指定されている場合には、その病院内で投票することができます。

この場合、病院長に対し病院内で投票をしたい旨を申し出ると、病院長から名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に投票用紙など必要な書類が請求されます。その後、投票用紙などが届いたら、病院長が管理する場所で投票を行います。

詳しくは、入院中の病院や自宅住所のある 市区町村の選挙管理委員会に問い合わせてみ るのがよいでしょう。

- ②5 選挙期間中、私は部活動の遠征や大会への出場のため、長期間地元を離れています。投票はしたいと思いますが、どのようにしたらよいでしょうか。
- A 不在者投票制度には、Q4で説明した指定 病院等における不在者投票制度のほか、名簿 登録地以外の市区町村の選挙管理委員会にお ける不在者投票制度があります。

この場合、住所のある名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に対して、滞在地で投票 したい旨を申し出て、直接又は郵便で投票用 紙などを請求します。投票用紙などが手元に届いたら、それらを滞在している市区町村の選挙管理委員会に持参して投票をすることができます。

詳しくは、自宅住所のある市区町村の選挙 管理委員会に問い合わせてみるのがよいで しょう。

- Q6 部活動の帰りに投票しようと考えていますが、 持ち込んでいけないものなどがありますか。
- (A) 選挙人の自由な意思の表明を容易にし、選挙の公正を確保するため、投票は、平穏な状態の下で行われる必要があります。

公職選挙法では、選挙の自由公正、平穏な 進行の妨げにならないようにするため、選挙 に関し、凶器を投票所に持ち込むことは禁止 されており、持ち込んだ場合は処罰される可 能性があります。部活動の帰りに、武具や金 属バット等を所持している場合は、それらを 持ち込んでも良いかどうかは、投票所の受付 にいる職員などに確認するようにしてくださ い。その他のことでも、職員の指示がある場合は、その指示に従ってください。

なお、投票所の最終責任者である投票管理者は、投票所の秩序を保持するための権限を持っています。投票所の秩序を乱す者がいる場合、その者を制止することができ、従わない場合は、その者を投票所外に退出させることができます。

- ②7 家に届いた投票所入場(整理)券(バーコードのある用紙)を紛失してしまいました。 投票所で事情を話せば投票できますか。
- A 誤って二重に投票することなどがないよう、投票をするには、事前に本人確認をする必要があります。本人確認を円滑に行うために、市区町村の選挙管理委員会は、選挙人に「投票所入場(整理)券」を交付するようにしています。したがって、投票所入場(整理)券を投票所に持参すると円滑に投票することができますが、紛失などにより投票所に持参しない場合であっても、投票所を訪れた際、

生年月日や住所等を口述するなどにより、選挙人名簿と照合し、本人であることが確認できれば、投票することができます。

- ②8 衆議院議員総選挙の投票所では、最高裁判所の裁判官の氏名が書かれた投票用紙のようなものが渡されるそうですが、これも選挙なのですか。
- A 最高裁判所の裁判官は、任命された後に初めて行われる衆議院議員総選挙の投票日に国民の審査を受け、この審査の日から10年を経過した後に初めて行われる衆議院議員総選挙の投票日に更に審査を受けます(その後もまた同様に審査の日から10年を経過した後に審査を受けます)。これを最高裁判所裁判官国民審査と言います。

この審査を行う権利である審査権を有するのは、衆議院議員の選挙権を有する人ですので、日本国民である年齢満 18 歳以上の者に与えられます。審査は、選挙と同じく投票により行い、一人一票です。

最高裁判所裁判官国民審査は、投票所において、衆議院議員総選挙の投票と併せて行われるものですが、最高裁判所裁判官国民審査は、すでに任命されている最高裁判所の裁判官を辞めさせるべきかどうか国民が決める制度であり、議員や都道府県知事、市区町村長といった特定の職に就くべき者を国民が選ぶ選挙とは異なる制度です。

そのため、この審査の投票は、審査の対象となる裁判官の氏名が印刷された投票用紙を受け取り、辞めさせたいと思う裁判官に対する記載欄に「×」(それ以外の裁判官に対する記載欄には何も記載しません)を記載し、これを投票箱に入れることにより行います。投票の結果、辞めさせるべきとする票数が、辞めさせるべきでないとする票数より多い裁判官は、辞めさせられることになります。

【選挙運動と政治活動(総論)】

- **Q9** そもそも選挙運動とは何ですか。また、できることと、できないことは何ですか。
- A 選挙運動とは「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」と解されています。

選挙運動は、選挙ごとに決められた選挙運動期間(選挙の公示日又は告示日に候補者が立候補の届出をした時から投票日の前日までの間)内にしか行うことができません。

また、満 18 歳未満の者は選挙運動を行うことはできず、誰であっても、満 18 歳未満の者を使用して選挙運動をすることはできません。

公職選挙法では、選挙運動について様々な制限に関する規定があり、違反した場合、罰則等も定められているため、本副教材も参考にしながら、ルールに従い適切な行動をとるよう心がけてください。

- Q10 選挙運動と政治活動は同じものですか。選挙 運動や政治活動について、高校生として注意 すべきことは何ですか。
- A 選挙運動や政治活動については、学校においては高校生として校則等の決まりを、また、選挙との関係では公職選挙法等の法律を守る必要があります。

校則については、教育目的を達成するために各学校において定められるものであり、その決まりを学校が定めた趣旨を踏まえ、行動をとってください。

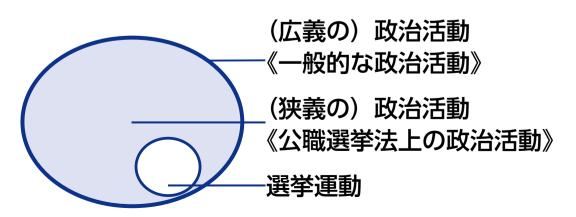
選挙について規定する公職選挙法については、細かな定めが多くありますが、その趣旨は選挙の公正を確保することであり、そのことをよく理解した上で、具体的なケースについては、本副教材の記載も参考にしつつ、適切な行動をとってください。

Q 9 で述べたとおり、選挙運動とは「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」と解されています。

また一般的に、政治活動とは、「政治上の主 義もしくは施策を推進し、支持し、もしくはこ れに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持 し、もしくはこれに反対することを目的とし て行う直接間接の一切の行為をさす」とされ、 これら一切の行為の中には、特定の候補者を 推薦したり、持したりするという選挙運動 にわたる活動も含まれると解されています。

しかし、公職選挙法では、選挙運動と政治 活動を理論的に区別して、それぞれについて 規定をおいているため、公職選挙法上の政治 活動(以下、政治活動という)とは、「上述 の広義の政治活動の中から、選挙運動にわた る行為を除いた一切の行為」ということにな ります。

選挙運動と政治活動の関係を示す図



公職選挙法では、選挙運動や政治活動について様々な制限に関する規定があり、違反した場合、罰則等も定められているため、本副教材も参考にしながら、ルールに従い適切な行動をとるよう心がけてください。

【選挙運動】

- Q11 私は選挙運動期間中は 17歳のままですが、 同じ高校3年生で 18歳の友達は、選挙運動 ができると聞きました。17歳は選挙運動が できないというのは本当でしょうか。
- A 公職選挙法では、満 18 歳未満の者は、選挙運動をすることができないこととされています。また、誰であっても満 18 歳未満の者を使用して選挙運動をすることはできません。

	選挙運動 可能期間	誕生日と選挙の関係			
公示日	公示日~ 投票日前日	投票日 前日	投票日	·	,
		-	•	-	
7月4日(木)		7月20日(土)	7 月 21 日(日)	7月22日(月)	7月23日(火)

18歳の誕生日	選挙権	選挙運動	選挙運動の注意点
7月5日(金)以前	0	0	7月4日(木)(公示日) から7月20(土)(投票 日前日)まで選挙運動 を行うことができる。
7月6日(土) ~21日(日) (投票日)	0	Δ	誕生日前日から7月 20日(土)(投票日前 日)まで選挙運動を 行うことができる。
7月22日(月)	0	×	誕生日前日は投票日 のため、選挙運動は できない。
7月23日(火)以降	×	×	

- ①12 私は投票日当日には 18歳になっていますが、 今はまだ 17歳です。次の選挙に立候補する 〇〇候補のために今から活動がしたいと思っ ていますが、どんなことに注意する必要があ るのでしょうか。
- A 活動の内容が特定の候補者への投票を呼びかけるなど選挙運動と認められる場合、満18歳未満の者は、選挙運動をすることができませんので、そのような活動を行うことができません。

公職選挙法では、選挙運動や政治活動について様々な制限に関する規定があり、違反した場合、罰則等も定められているため、本副教材も参考にしながら、ルールに従い適切な行動をとるよう心がけてください。

このほか、あなたの通う高校の校則において、選挙運動又は政治活動について制限が設けられている場合もありますので、学校の教員に確認してみるとよいでしょう。

- ②13 今日、総理大臣が「衆議院を解散する」と発言しました。私は 18 歳なので、今日から衆議院議員総選挙の準備として〇〇党のビラを配ったり、インターネット上で立候補予定者への投票を呼びかけたりといった選挙運動をしてもいいですか。
- A 選挙運動をすることができる期間は、選挙の公示日又は告示日に候補者が立候補の届出をした時から投票日の前日までの間です。

総理大臣が衆議院を解散する発言をして も、選挙運動の期間が始まったわけではあり ませんので、候補者の立候補の届出の日まで は選挙運動を行うことはできません。

- Q14 選挙が始まりました。ある候補者への投票を呼びかけるチラシを配るアルバイトを行ってもいいですか。
- A 候補者への投票を呼びかけるチラシ(選挙 運動用ビラ)を配ることは、他の者から指示 されたとおりに機械的に行ったとしても一般

的には選挙運動になりますので、満 18 歳未満の者が行うことは禁止されます。また、配れる選挙も限られ、配れる場所も演説会場内や街頭演説の場所等に限られるため、例えば、チラシを選挙人の家のポストに入れるような配り方はできませんので、注意が必要です。

また、チラシを配る者が、報酬を受け取ることはできません。公職選挙法では、選挙運動は原則として自発的に無報酬で行うものであるとされており、選挙運動に従事する者に対する報酬は、選挙運動のために使用する事務員、選挙運動用自動車での車上運動員や手話通訳者、要約筆記者に対するものを除き、買収罪に当たることとなります。

なお、公職選挙法に規定されている範囲内 で交通費などの実費を支払うことはできるた め、こうしたものを受け取ることはできます。

Q15 私は 18 歳です。今回の選挙で誰に投票しようかと、インターネットで候補者のホームページを調べてみたところ、〇〇さんの政策に最も共感しました。〇〇さんは、誠実で良

さそうな人なので、SNS で〇〇さんのメッセージを広めようと思いました。こうしたインターネットを使った活動はできるのでしょうか。また、こうしたインターネットを使った活動を行う場合に注意する点があれば教えてください。

A 選挙運動は、選挙ごとに決められた選挙運動期間(選挙の公示日又は告示日に候補者が立候補の届出をした時から投票日の前日までの間)内にしか行うことができません。したがって、選挙運動期間内において、満18歳以上の者であれば、ホームページ、X(旧ツイッター)、フェイスブック、LINEなどのウェブサイト等を利用する方法による選挙運動を行うことができます。

例えば、次ページの図表のように、自分で 選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに 書き込んだり、他人の選挙運動の様子を動画 共有サイトなどに投稿したり、他人の選挙運 動メッセージをSNSなどで広めることなど ができます。 ただし、ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動を行う場合、電子メールアドレスやその他その人に連絡するために必要となる情報(X(旧ツイッター)のユーザー名や返信用フォームのURL等)を表示することが義務付けられています。

一方、電子メールを利用する選挙運動は、 候補者や政党等のみに限られ、満 18 歳未満 の者だけでなく、満 18 歳以上の者も行うこ とができないので注意が必要です。また、候 補者や政党等から来た選挙運動のための電子 メールを他の選挙人に転送することも禁止さ れています。

選挙運動の様 子を動画サイ トなどに投稿 する

自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込む

選挙運動メッセージをSNS 等で広める(リポスト、シェアなど)

満18歳未満は 🗙 ➡ 満18歳以上は 🔾

Q16 私は18歳ですが、18歳の同級生から「今度、 食事をおごるから」とか「宿題を代わりにやっ てあげるから」と言われ、「その代わり、次の選挙では〇〇さん(〇〇党)に投票してね」 と言われました。このようなことは許される のですか。

A 選挙運動期間(選挙の公示日又は告示日に候補者が立候補の届出をした時から投票日の前日までの間)外に、あなたに対して同級生が特定の候補者への投票を呼びかけるような選挙運動を行うことはできません。

また、同級生があなたに対して、特定の候補者を当選させる目的で、飲食物や労務の無償提供などの財産上の利益(選挙人の心を動かしうると認められる程度のものと解されています)の提供を申し出ることは、選挙人であるあなたに対する利益供与の申込みに当たり、選挙運動期間の内外を問わず、買収罪に問われるおそれがあります。

なお、利益供与を受けた場合、あなた自身 も買収罪に問われるおそれがあります。

【政治活動】

- ○17 ○○党のために活動をしているという人から、同級生(同じ部活動に属する部員)の連絡先一覧を渡すように言われました。渡してしまってよいものでしょうか。
- A 学校で作成し、生徒に配布している名簿(部活動で作成する名簿を含む)は、緊急連絡等のために作成・配布されているものであり、政治活動や選挙運動のために他人に譲り渡すことを目的としているのではありません。また名簿を譲り渡すことで、他の生徒に損害等が生じるおそれもあります。このため、名簿に記載されている他の生徒に無断で、名簿を譲り渡すことは認められていません。

学校においても、「名簿を渡すことは学校から禁止されている」と断るよう、生徒に指導しておくべきと考えられます。

Q18 同級生から〇〇党の演説会に出るよう強く誘われて困っています。こういうことは認められるのですか。

演説会への参加などは、本人の自由な意思 A に基づいて行われるべきものであり、強く誘 われ困っている場合は、まずは、誘ってくる 者に対し、そのような集会に参加する意思が ないことを毅然と伝え参加を断ることが重要 です。それでも勧誘がやまない場合は、学校 の教員など身近な大人に相談することが考え られます。

学校においても、このようなことが起こら ないよう、学校の方針として無理な勧誘が認 められないことを、生徒に指導しておくべき と考えられます。

【その他】

- Q19 若者の投票率が低いので、生徒会で選挙に関心 をもってもらうための啓発活動を校内で実施し ようと思います。注意する点を教えてください。
- 様々な啓発活動を実施することは、若者の A 政治意識の向上を図るためにも重要です。

ただし、例えば、ある特定の候補者だけ有 利になってしまうような啓発活動である場合に

は、その候補者のための選挙運動と認められる可能性がありますので、選挙運動と言われることがないように、公平かつ公正な活動を 心がける必要があります。

- ②20 学校で実際の選挙と合わせて模擬選挙をする場合には、その結果を公表する際に注意が必要だと聞きましたが、どんな点に注意する必要があるのでしょうか。
- A 公職選挙法では、選挙に関して、当選人等を予想する「人気投票」の経過又は結果を公表をすることを禁止しています。ご質問の模擬選挙は、この「人気投票」に当たるため、選挙に関し、模擬選挙の結果を当選人が確定する前に公表(公示日又は告示日の前後を問わない)することは、公職選挙法に違反するおそれがあります。(P.148参照)
- Q21 公職選挙法違反を行った場合、20 歳未満で も罰せられますか。
- A 満20歳未満の者が犯罪を犯した場合、通常、 少年法により、懲役などの刑罰が科される刑 事処分ではなく、少年院への送致などの保護

処分が適用されることとなります。

一方、満 18 歳以上満 20 歳未満の者が※1 公職選挙法違反等の罪を犯し、※2連座制の対 象となる場合(候補者の子による買収罪など)には、その罪質が選挙の公正の確保に重大 な支障を及ぼすと家庭裁判所が認める場合、 原則、保護処分ではなく刑事処分の対象とな ります。

なお、満 18 歳以 上満 20 歳未満の者が公職選 挙法違反等の罪を犯し、連座制の対象とならな い場合でも、家庭裁判所は、刑事処分の対象と することができますが、それを決定するに当たっ ては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなけ ればならないこととされています。

- ※1選挙犯罪の例 買収罪、利害誘導罪、選挙 の自由妨害罪(演説の妨害、文書図画の毀 棄など)
- ※2連座制とは、候補者や立候補予定者と一定 の関係にある者(秘書、親族など)が、買収罪 などの罪を犯し、刑に処せられた場合には、 たとえ候補者や立候補予定者が買収などの 行為に関わっていなくても、候補者や立候補 予定者本人について、その選挙の当選を無 効とするとともに立候補制限という制裁を科 す制度です。

参考編

第2章 学校における政治的中立の確保

1 学校における政治的中立の確保とは

学校は教育基本法や学校教育法など関連の法令の規定に基づき、皆さんに対して教育を行う機関であり、皆さん自らが、世の中の様々な見方や考え方について、試行錯誤しながら調べ、自分なりに考えていく場です。そのため、学校が多様な見方や考え方のある課題について特定の立場のみの影響を受けることがないように仕組みが整えられています。

2 教育基本法の規定

日本国憲法の下で教育について最も基本的な考 え方を示している教育基本法においては、政治教 育について下記のように規定しています。

教育基本法(平成 18 年法律第 120 号) (Th: 4 教育)

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教 養は、教育上尊重されなければならない。 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、 又はこれに反対するための政治教育その他政 治的活動をしてはならない。

この条文は、第1項において、国家・社会の主体的な形成者を育成する上で政治的教養を育むことが重要であることを示した上で、第2項において学校は特定の政党を支持したり、反対したりするような政治教育などをしてはならないことを規定しています。これにより、例えば、授業において、教員が一つの政党の政策や主張についてのみ教えることや、ある政党を支持ないし反対することを明らかに示すようなことは認められていません。

また、部活動や生徒会活動についても、これらの活動は生徒が自主的に行っているものですが、学校の教育活動の一環として行われているものであり、そのような活動においても一つの政党を支持するための活動を行うような場合は、教育基本法に違反します。

3 公職選挙法の規定

選挙に関して規定している公職選挙法では、以

下のように規定されています。政治的教養を育む 教育を行う際にも、この規定に留意する必要があ ります。

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号) (教育者の地位利用の選挙運動の禁止) 第百三十七条 教育者(学校教育法(昭和 二十二年法律第二十六号)に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員をいう。)は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

この条文は、教員が学校の生徒等に対して教育 上の地位を利用して選挙運動を行うことができな いことを規定しています。これにより、例えば、 教員が、ある候補者に投票するよう、生徒を通じ て保護者に働きかけることや、教員が保護者会の 席などにおいて選挙運動を行うことなどが禁止さ れています。

同様に、教員が生徒に対して特定の候補者に投

票するよう働きかけるような行為についても、本 規定により禁止されています。

これらの法律に基づき、学校や教員が政治的中立を守りながら責任ある対応を行うことによって、学校における政治的教養を育む教育が行われています。

現実の社会的・政治的な課題は複雑ですが、皆さんの生活に大きな影響を与えるものであり、興味をもって考えることによって理解が深まっていきます。そのためには、課題について調べたり、他者の意見を聞いたりしながら、自分なりに考え、判断することが求められます。だからこそ、学校においてはこれまで述べてきた仕組みの中で、教員や皆さんが自分の考えをお互いに押し付けあったり、考えることを省いて性急に結果を出したりするのではなく、確かな知識に基づいたバランスのとれた議論の中で自らの考えを豊かにすることが重要なのです。

皆さんは、この仕組みの下で学校において良識ある公民として必要な政治的教養を身に付け、現在、また将来の有権者として、国や社会の課題に取り組むことが期待されています。

参考編

第3章 調べてみよう

参考 ウェブサイト一覧

【政策】

衆議院

参議院

国立国会図書館/国会関連情報(立法調査等閲覧可能)

検索

政党:子供向け公約集等、中央官庁:

【審議中継】

衆議院インターネット審議中継

参議院インターネット審議中継

例

東京都議会インターネット中継

【報道】

一般社団法人 日本新聞協会/加盟新聞社一覧

【選挙全般】

総務省/選挙

外務省/在外選挙・国民投票

105-1 参考編

https://www.shugiin.go.jp/internet/index.nsf/html/index.htm https://www.sangiin.go.jp/

https://www.ndl.go.jp/jp/diet/index.html

統計調査、白書

https://www.shugiintv.go.jp/jp/index.php https://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php https://www.gikai.metro.tokyo.jp/live/

https://pressnet.or.jp/member/

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/index.html https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/

都道府県選挙管理委員会連合会/ 都道府県選挙管理委員会一覧等

【選挙に関する意識調査】

公益財団法人 明るい選挙推進協会/意識調査

【選挙の歴史】

衆議院・憲政記念館

尾崎行雄記念財団

【政治教育・手法】

公益財団法人 明るい選挙推進協会/主権者教育

例

東京都選挙管理委員会/選挙出前授業・模擬選挙

沖縄県選挙管理委員会/市民性教育副読本の発行

全国教室ディベート連盟/ディベートを学ぶ

http://www.todofuken-senkan.jp/

http://www.akaruisenkyo.or.jp/060project/066se arch/

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai. nsf/html/statics/kensei/kensei.htm

http://www.ozakiyukio.jp/

http://www.akaruisenkyo.or.jp/citizenship/ https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/vote/mogi/ https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kikaku/shichoson/ 11208.html

http://nade.jp/learning/

参考編

【啓発動画】

主権者教育のための学習教材(総務省) https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/ news/sonota/gakusyu/index.html

正しく知る一票の意味~高校生のための選挙講座~ (埼玉県選挙管理委員会) https://www.pref.saitama.lg.jp/e1701/ keihatudvd.html

若者の、若者による、若者のための、『選挙啓発動画』 (徳島県選挙管理委員会) https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/ senkyo/2015101300018 選挙に行こう!(茨城県取手市選挙管理委員会) https://www.city.toride.ibaraki.jp/soumu/shise/ senkyo/keihatudouga_senkyoikou.html

Level up! あなたも素敵な大人に! (埼玉県さいたま市選挙管理委員会) https://www.city.saitama.jp/006/009/018/ p048470.html

選挙はより身近なものに(山口県下関市選挙管理委員会) https://www.facebook.com/shimonosekishisenkan/ videos/1477727059022477/

公益財団法人 明るい選挙推進協会 動画コーナー http://www.akaruisenkyo.or.jp/100movie/

私たちが拓く日本の未来

有権者として求められる力を身に付けるために

著 作 総務省 東京都千代田区

霞が関2丁目1番2号

文部科学省 東京都千代田区

霞が関3丁目2番2号

表 紙 (株)麒麟三隻館

デザイン (株)知恵工場ナレッジ

(株) デジタスファクトリー

イラスト 宮入俊広 春原弥生

写 真 時事通信フォト

協 力 (公財)明るい選挙推進協会

参議院

(一財)日本青少年研究所

福島県選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会

三重県議会

茅ヶ崎市議会事務局